

平成25年第6回那須塩原市議会定例会

議事日程（第5号）

平成25年12月6日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

15番 齋藤寿一議員

1. 塩原視力障害センター跡地利用について
2. 馬場整備について

22番 玉野 宏議員

1. 平成26年度当初予算編成を踏まえた市政運営について

11番 高久好一議員

1. 生活保護行政について
2. シイタケ農家への支援について
3. 国保行政について

6番 鈴木伸彦議員

1. 那須塩原市のマーケティングとブランディング戦略について
2. 教育行政について
3. 都市計画法による開発許可及び関連する事務について
4. 本庁舎移転とその他駅周辺の土地利用について

出席議員（26名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 藤村由美子君 | 2番 | 星宏子君 |
| 3番 | 相馬剛君 | 4番 | 齊藤誠之君 |
| 5番 | 佐藤一則君 | 6番 | 鈴木伸彦君 |
| 7番 | 櫻田貴久君 | 8番 | 大野恭男君 |
| 9番 | 伊藤豊美君 | 10番 | 松田寛人君 |
| 11番 | 高久好一君 | 12番 | 鈴木紀君 |
| 13番 | 磯飛清君 | 14番 | 眞壁俊郎君 |
| 15番 | 齋藤寿一君 | 16番 | 君島一郎君 |
| 17番 | 吉成伸一君 | 18番 | 金子哲也君 |
| 19番 | 若松東征君 | 20番 | 山本はるひ君 |
| 21番 | 相馬義一君 | 22番 | 玉野宏君 |
| 23番 | 平山啓子君 | 24番 | 植木弘行君 |
| 25番 | 人見菊一君 | 26番 | 中村芳隆君 |

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|--------|------------------------------------|--------|
| 市長 | 阿久津憲二君 | 副市長 | 渡邊泰之君 |
| 教育長 | 大宮司敏夫君 | 企画部長 | 片桐計幸君 |
| 企画情報課長 | 藤田輝夫君 | 総務部長 | 成瀬充君 |
| 総務課長 | 伴内照和君 | 財政課長 | 八木澤秀君 |
| 生活環境部長 | 古内貢君 | 環境管理課長 | 中山雅彦君 |
| 保健福祉部長 | 人見寛敏君 | 社会福祉課長 | 松江孝一郎君 |
| 産業観光部長 | 斉藤一太君 | 農務畜産課長 | 川嶋勇一君 |
| 建設部長 | 若目田好一君 | 都市計画課長 | 君島勝君 |
| 上下水道部長 | 熊田一雄君 | 水道課長 | 舟岡誠君 |
| 教育部長 | 山崎稔君 | 教育総務課長 | 菊地富士夫君 |
| 会計管理者 | 大島厚子君 | 選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長 | 阿久津誠君 |
| 農業委員会 事務局長 | 平井英樹君 | 西那須野 支所長 | 玉木宇志君 |
| 塩原支所長 | 渡邊勝美君 | | |

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡 邊 秀 樹
課長補佐兼
議事調査係長 石 塚 昌 章
議事調査係 小 池 雅 之

議事課長 白 井 一 之
議事調査係 人 見 栄 作
議事調査係 小 磯 孝 洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

齋藤寿一君

議長（中村芳隆君） 初めに、15番、齋藤寿一君。
15番（齋藤寿一君） 皆さん、おはようございます。

議席番号15番、五峰クラブ、齋藤寿一でございます。

事前通告書に基づき、市政一般質問を行います。

まず初めに、1、塩原視力障害センター跡地利用について。

昭和23年に国立光明寮として開校された塩原視力障害センターは、平成25年3月31日をもって国立障害者リハビリセンターに統廃合され、長年にわたり視力障害者の支援施設として、利用者も

とより、地元においても親しまれてきた施設は、惜しまれながらも閉鎖となりました。

しかしながら、当該施設は、施設自体の歴史的価値も高いことから、次の点についてお伺いをいたします。

跡地に関し、現在までの国との協議の経過についてお伺いをします。

市有地となった場合、温泉を生かした「ヘルスツーリズム」の拠点として活用することなどを視野に入れ、今後の利用法の検討をどのようにお考えかお伺いをします。

敷地内にある現施設の活用をどのように考えているかをお伺いします。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 齋藤寿一議員の質問に、順次お答えします。

塩原視力障害センター跡地利用についてですが、初めに、現在まで国との協議過程ですが、当該センターから平成22年7月に、市に対して取得の意思確認があり、その時点においては、取得は難しいとの回答をいたしました。

しかしながら、大正天皇の御用邸跡地であったことなどを鑑み、平成24年11月に、取得に向けて検討する旨を国にお伝えいたしました。その後、現在まで4回、全体のスケジュール等の確認のための協議を行ってまいりました。

今後の利用法をどのように考えているかについてですが、当センター跡地については、基幹産業である観光業等に経済波及効果があらわれる拠点となることが望ましいのではないかと考えておりますので、今後、公益性・公共性を考慮しながら、どのような跡地利用がふさわしいかどうか、具体的な検討を進めてまいります。

経過の中では、医師会立の塩原リハビリセンター病院とも極めて綿密に打ち合わせを行って、現在にも至っております。

特に、お尋ねのヘルスツーリズムについては、本市にとって戦略的に重要でありますので、観光戦略会議などを通して今後とも検討し、早期に具体的な取りまとめを行っていききたいと思います。

いずれにしても、用地の取得がなるかならないか、これが最大のポイントになってくると思いますので、今後とも国との協議をできれば、なかなかこちらのペースで進んでいないものですから、加速をするように努力をしたいと思います。

また、現施設の活用についてですが、視力障害センターとして利用していた建物、施設等の再利用は考えておりませんが、当該地は大正天皇の御用邸跡地であり、防空ごうや温泉の源泉など由緒ある歴史的遺産が現存することから、国に対し、これらについて残してもらうよう伝えてもごさいます。

細かな点については、また再質問の中で担当を含めてお答えさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 視力センターの敷地内にあった塩原御用邸の経緯を述べさせていただきますが、皇室と塩原とのかかわりは深く、その始まりは明治35年夏にさかのぼることができます。

同年7月31日より、時の皇太子殿下、後の大正天皇におかれましては、明治天皇のご生母であられました中山慶子一位局とともに、塩原温泉畑下にありました中山別荘に行啓になられました。皇太子殿下には、9月19日までの5旬にわたり中山別荘においてご避暑になられ、また、翌明治36年7月28日より9月1日まで、前年に引き続き行啓になられました。

また、そのご滞在中には、福渡に別荘を所有し

ていた那須野が原開拓の祖である栃木県令三島通庸の嫡男、三島弥太郎子爵の別荘にもたびたびお訪ねになられ、皇太子殿下には2年続けてのご滞在でありましたが、塩原のその自然、気候、温泉を大変お好みになられ、そのため三島家子爵家では、福渡の別荘地献上を明治36年に宮内庁に願出、この願いはご嘉納となって、翌37年に塩原御用邸が構えられました。

それでは、再質問に移らせていただきます。

先ほど国との協議の経過の中で、平成22年7月に、市に対して取得の意思確認があったわけですが、残念ながらお断りをしたということで、私は、この視力センターが廃止になるのは、数年前から話に聞いておりましたが、閉鎖になった場合には、必ずしもこれは市で受けていただけるものと思っておりましたが、そんな経過になっていることがわからずにいたわけでありまして、阿久津市長にかわりまして、平成24年11月に取得に向けての検討に入ってくれたわけでありまして、

そこで、先ほどの答弁にありましたように、現在までに4回、全体のスケジュール等の協議に入っているということでございますが、その内容についてお伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 国と昨年度から協議を行ってきております。協議してきている内容につきましては、先ほど市長からご答弁いたしましたように、全体のスケジュール等の確認等を行ってきております。そうした中で、市としての取得に向けた考え等もお伝えをしてきているところでございます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） それでは、基本的に市の考え方あるいは国の考え方で、この跡地に関しま

しては無償譲渡されるものなのか、あるいは市が買い受けるものなのか、何かそれについては条件があるのか、それについてお伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 無償か有償か、条件があるかということでございますけれども、もともと先ほど議員からご説明ありましたように、当該敷地につきましては、主に三島家から献上された土地でございます。また、できるだけ市としても経費をかけないで取得したいという思いもございますので、国との協議の中では、沼津の御用邸や田母沢御用邸の事例等を挙げて、無償譲渡、無償貸与という話をしてきましたが、国からは現在、無償ということは考えていないというふうに言われております。

なお、取得に際しまして、公園等であれば、その用途によって減免の措置があるというふうに聞いてございます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） よくわかりました。

私が思うのには、やはりこの土地の最初のかかわりは三島家が天皇に献上して、昭和21年に皇后陛下が視力障害者の保護のためにこの施設を使ってくださいということで、宮内庁から厚生省へ移管をされたわけでありますよね。

そうすると、今度、国のほうでこの施設が廃止になったことによって、市に買い取ってくれというのは、ちょっと私的には理屈に合わないなというふうに思いますので、この辺の献上、そして宮内庁からの移管という部分をこの協議の中に、先ほどの部長の答弁にもありましたように、多分、協議の中には伝えてあるんでしょうけれども、こういう経緯のある土地だということで、今後、国

との交渉をしていただきたいというふうに思います。

それでは、に移らせていただきますけれども、先ほどの答弁によりますと、観光業等に経済波及効果があらわれる拠点としていくことが望ましいとありましたが、これに対して、庁内等においては検討する組織等ができているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（齋藤一太君） 私から、庁内の組織はできているのかというお尋ねでございますので、お答えさせていただきたいと思っておりますけれども、庁内のきちんとした組織ということではなくて、今の産業観光部、それから企画部、その他の関係部とも協議をしているといった状況でございます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） これに関しましては、やはりそういう庁内で当然観光に係る部分、企画がかかわる部分、そしてまた、ヘルスツーリズムであれば保健福祉部がかかわる部分、そういうものに関してこういう協議の組織をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

また、跡地利用に関しましては、当然、地元の思いもあるわけでありますので、この辺の意見聴取の機会や協議機関を設けるお考えはあるのでしょうか、お聞かせ願いたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（齋藤一太君） 今後、地元との協議機関を設置する考えはあるのかというお尋ねでございますけれども、当然、検討していく過程におきましては、地元の皆様のご意見やご要望、あるいはご意向等も十分にお聞きしながら、進め

ていくことが重要ではないかというふうに考えて
ございます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） この敷地内には、温泉源
泉があるわけでありまして、有効的に活用する
一つの方法として、先ほど市長から答弁がありま
したように、ヘルスツーリズムの拠点としての活
用方法があると思いますが、それについての見解
をお願いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 今、その跡地の利
活用のお尋ねでございますけれども、これから庁
内には観光戦略会議というものがございます。先
ほど市長からもご答弁申し上げましたけれども、
そういういわゆる協議機関、庁内の観光戦略会議
の中で検討してまいりたいというふうに考えてご
ざいます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） わかりました。

それでは、ヘルスツーリズムとは、旅行という
非日常的な楽しみの中で、健康回復や健康増進を
図るものを指しますが、旅をきっかけとして、旅
行後も健康的な行動を維持することにより、豊か
な日常生活を過ごせるようになるということであ
ります。

ヘルスツーリズムを健康、未病、病気の方、ま
た、老人、成人から子どもまで全ての人々に対し、
科学的根拠に基づく健康増進を理念に、旅をきっ
かけに健康増進・維持・回復・疾病予防に寄与す
るというものを定義しております。

それでは、先ほど答弁がありましたように、本
市にとって、これについては戦略的に重要である
というような答弁でございましたけれども、何か
戦略とはあるものでしょうか、お聞かせを願いた

いと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（渡邊泰之君） ただいま戦略についてと
いうことでございましたけれども、そもそも戦略
とは何かというところから、若干答弁が長くなり
ますが、きちんとご説明したほうがいいのかなど
思いますので、申し上げたいと思います。

まず、戦略という言葉ですけれども、もともと
この言葉の文字どおり、戦争のときに使っていた
言葉なんですね。非常に物騒な言葉でありますけ
れども、今はそういった意味から一般的な意味に
使われていますが、本質的な部分では、要するに
相手がいて、時々刻々と情勢が変わっていく中で、
どういうふうに勝つために行動を選んでいくかと、
その指針となるのが簡単に言えば戦略というもの
であって、計画とかとは明らかに違うというのは
そういうところなんだと思います。

しばしば言われるのが、3C分析と言われる、
「シー」はアルファベットの「C」ですけれども、
カンパニーとカスタマーとコンペティターと言わ
れる3つがあります。

カンパニーというのは、自分の会社であり、今
回の話であれば那須塩原市という場所、がどうい
う位置づけなのか。

カスタマーは顧客、今回で言うと観光客、我々
が狙っていく観光客というのはどういう人たちな
のか。

それから、コンペティターというのは競合です
ね。那須塩原市と競合する、今回で言うところ
塩原温泉と競合する温泉はどこなのか、そういう
ことをきちんとまず分析していくと。まず自分を
知って、相手を知ると。これができないことには話
は、戦略というのは一歩も進まない。まず大前提
にそれがあるわけですけれども。

そういった場合に、我々のターゲットはそもそも誰なのかというと、例えば外国人だというふうになれば、そのコンペティターであるところは、場合によっては韓国のソウルであったりとか、ニューヨークだったり、パリだったりしてくるわけですし、首都圏をマーケットカスタマーにするんだということであれば、また変わってくるんです。

昨日申し上げたような形で、県のほうも我々のほうも、ある程度ターゲットは今、同じような方向を考えているわけですが、やはり女性を中心としていこうと。女性でも、若い人たちよりも年配の人たち、30から40代、さらには一番考えているのは50代以降の方々。なぜかといえば、時間もお金もある、そして、家庭の中でも事実上、旅行の決定権を握っているのはその方々であったりするので、その方々に塩原を選んでもらう、そのためにはどうするのかということを実は観光戦略会議等でも一つのターゲットとして考えております。

その人たちに来てもらって、来てもらって帰るだけでは困るのであって、一番困るのは、ハイキングに来て、ごみだけ置いて帰っていかれてしまう人ですね。行政コストは上がるんですけども、結果的にお金はほとんど落としてくれないと。ちょっとどこか道の駅で少し物を買ってくれるぐらい。ですから、我々がやはりきちんと狙っていくのは、滞在してもらおうお客さん。そのためにどうするのかといったときに、ヘルスツーリズムというのは非常に重要なんだと思っております。

特に、次に戦略の話になりますと、SWOT分析と言われるものがあるんですが、S、W、O、Tの頭文字をとったもので、強み、弱み、それから、Oはオポチュニティーなんですが、これから来る機会、Tはスレットという脅威、これから来るであろう脅威、そういうものを分析していくと、

塩原の強みは何なのか。そうすると、きのうの若干私、答弁でも言いましたけれども、いろいろな温泉があると。黒から茶色から、それから硫黄の温泉からアルカリ性の温泉からいろいろあると。だけれども、箱根には20種類ありますと。そうすると、それだけでは勝負にならないわけですね。東京に住んでいる人が、50代後半の女性でいろいろ温泉に行こうと思ったときに、箱根を選んでしまう。

では、それ以外に強みはないのかというのを調べていくと、例えば箱根に比べて塩原というのは、非常に地域がコンパクトにまとまっていると。であつたら、ある程度周遊させる、回遊させるということが、箱根にはできないけれども、塩原にはできるだろうというような考えができるんじゃないかと思えます。

そういった意味で、ヘルスツーリズムで塩原に来たら、2泊3日ぐらいすると、いろいろな温泉で湯めぐりができるというようなことを一つつくり、健康であり、美であり、若返りというようなことをひとつ中心にうたっていけると、それはエステに何十万もかける方なんていうのは、東京のほうに行けばたくさんいますので、そういう人たちであれば、2泊3日で10万というお金であっても、それで美しくなれるのであれば来ると、そういうような人たちをひとつ狙っていけるんじゃないかと考えております。

先ほどの御用邸の跡地であるセンター跡地でありますけれども、そこを健康増進施設ということで位置づけると、医療費控除が受けられたりとか、そういったような各種の優遇制度が国のほうで設けられていますので、そういったものも活用できないかということを考えていきたい。

特に重要なのは、そこは大正天皇の御用邸であったということで、戦略を考えるときに重要な

は、簡単にまねされないということなんですね。一番まねされないのが歴史であって、歴史は那須塩原大正天皇の御用邸があったということは、ほかの地域ではどうやってもまねはできない。だから、それを最大限利用していくと。

簡単にまねができるものというのは、例えば今は、星野リゾートというのがありますね。ちょっと高級な離れをつくって、そこに一個ずつ温泉を置いて、いいおもてなしとおいしい食事をと。これは、先行して始めたところは、今、それなりにお金をとれているわけですけれども、これ、今、日本全国どこでも、温泉があるところはまねしているわけです。そうすると、どんどんダンピングされていって、最終的には採算がとれないと。だから、そういうところを考えて、我々は、いかにしてまねされないか。ここでしかないものというものであれば、多少高くても多くの人は選ぶわけですね。そういうところを徹底的に考えようというのが、今の観光戦略会議で市長のもとでやっていることであるわけですけれども、そういうことをして、塩原を何とかきちんと旅館がもうかるような仕組みにしていこうと、そういったことで今考えていて、その中心となるのが、今考えているセンター跡地であるということで、我々のほうとしても、国のほうと調整して、これは全力で戦略的に動いていきたいと思っております。

以上、大変長くなりました。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今、塩原に生き残る戦略として、強いところを伸ばす、そして、まねをされないものを確立していく。それには、こういう由緒ある、どこにもまねできない御用邸跡地の部分にこういうヘルスツーリズムを拠点とした位置づけをした観光戦略を打っていくということで、先ほどマーケティングの3C分析のお話から、や

はりターゲットを完全に50代以上に絞っていくとか、そういういろいろなお話をいただいて、大変参考になりました。

そこで、もう一点、副市長にお聞きしたいと思いますけれども、ヘルスツーリズムのプロモーションはどうなるのか、お伺いをしたいと思います。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（渡邊泰之君） プロモーションの関係ですけれども、プロモーションというのは、先ほど3C分析の話をしましたけれども、マーケティングの理論であると、もう一つ、4C分析と言われるものがあります。

それは、さっきのものに加えてチャンネルというのが入るんですが、それに自分たちの強み、弱み、それからターゲットが決まって、競合相手が決まっていったときに、じゃ、そのカスタマーであるところのターゲットにどういうチャンネルで訴えていくかと。ですから、この3Cが決まらなないと、もう一つのCが決まってこないわけですけれども、そのもう一つのCのチャンネルのところはプロモーションと言われる部分だと思っております。

そうすると、例えば先ほどの50代以上の女性の方々をターゲットにするんだということを今後検討していくことにすると、当然プロモーションというのは、今やっている、例えば「みるふい」を使って都内でイベントをする、これは全く意味がないことになるわけですね。じゃ、50代の後半で自分の美とかそういうもの、健康に関心がある女性をターゲットにするチャンネルは何なのか、プロモーションは何なのかといえば、これは、例えば一例ですけれども、エステサロンに塩原の広告を置いてもらう、そういうようなエステ関係の業界の雑誌に載せてもらうとか、そういうことをし

たほうが、実は物すごいお金をかけずに、効率的に我々の狙っているターゲットにぶつけていくことができるわけです。

ですから、一般的な知名度を高めていくということも重要なんですけれども、同時に、きちんと戦略というものを練って考えていかなければいけないと。

そういった意味で、またちょっと長くなるんですけれども、戦略とよく混同されるものに、戦術と言われるものがあるんですけれども、これは、釣りで例えて言うと、戦略というのはどこに、どの時間に、どういう魚がいるのかというのを調べて、自分たちはどういう魚をとっていくのかというのを決めるのが戦略。戦術というのは、その魚をどうやったら釣れるか。それは、ヒラメとかそういう魚であれば、地びき網がいいのかもしれないし、マグロであれば、釣りでマグロ専用の釣りざおを持ってくると。それをどういうふうにして釣るのかという、その部分というのがまさに戦術なわけでありまして、プロモーションというの、いわゆる戦術の部類に入るところなんだと思います。

そういう意味で、我々は、これまでは戦略も戦術も正直言って十分なかったと。なかなか市の観光関係の人たちにも、十分なリソースも提供できなかったわけなんですけれども、我々は民間から木下さんみたいな方にも来ていただいたり、その他外部の方々もいろいろと今、入っていただいて、戦術の部分、どうやったら釣れるのかと。その釣りのうまい達人は呼んできたのですから、その部分はかなり補強はできたと思っております。

ただ、すばらしいマグロを釣る腕を持っていても、実際に我々が欲しいのは、ヒラメやカレイであって、それであれば地びき網のほうがいいのかもわからない。せっかくいいものを持っていても、

我々の狙ったターゲットは、実はここ的那須塩原の近海にはマグロは1匹もないということであってはダメなのであって、我々は非常にすばらしい技術、戦術を持った以上、それをどこにうまく使っていくのかということのをこれからきちんと考えていかなければいけないわけです。

それは、まさにこれから戦略会議等で考えながら、具体的にターゲットが決まったら、そのところにきちんとしたプロモーションをかけていくということで、そんな形でプロモーションのほうもヘルスツーリズムというのをひとつ進めていくに当たっては、非常に重要なことだと思っておりますので、戦略をきちんと練った上で、それにふさわしいプロモーションをかけていきたいと、そう考えている次第でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今、プロモーションについてる副市長のほうからご説明、戦略あるいは戦術が大切だということで、ポイントを決めて誘客に図ることがこれからの生き残り作戦だということで、よくわかりました。

このヘルスツーリズムの中、以前に私たちも常任委員会でアンチエイジングの視察もしてまいりまして、やはり美に関しましては、若返りたいと、そういう部分で大変今、全国で人気があるスポットでございますので、これを含めたヘルスツーリズム、ぜひとも成功させたいというふうに私も思っております。

健康増進の施設の認定制度というものがありまして、これをちょっとお話をさせていただきますが、先ほど副市長からも触れておりましたけれども、厚生労働省では、国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を認定し、その普及を図るため健康増進施設認定制度を策定し、運動型健

康増進施設、あるいは温泉型健康増進施設、あるいは温泉利用プログラム型健康増進施設の3種類の施設について、大臣が認定を行うものであります。

温泉利用型健康増進施設を例に挙げてみますと、厚生労働省が定める一定の基準を満たした温泉を利用した健康づくりを図ることができる施設のことを言いますが、厚生労働省から認定された施設であることの証明として、施設にはマークが掲出されていますので、安心して利用できるというような利点がございまして、認定施設を利用して温泉療養を行い、かつ要件を満たしている場合には、施設の利用料金あるいは施設までの往復交通費について、所得税の医療費控除を受けることができるという制度でございます。

この敷地内におかれまして、温泉源泉もあることで、先ほどから副市長からご答弁をいただいておりますけれども、こういう認定を受けられる施設づくりの検討を視野に入れてはどうかと思いますが、保健福祉部長、どうでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 温泉利用型健康増進施設ということで、私、保健福祉部どもといたしましては、まずは市民の健康増進という部分での観点でお話をさせていただければと思うんですが、この医療費控除の対象となる基準がございまして、まず、温泉療法の知識・経験を有する医師が作成した温泉療法指示書に従って、おおむね1カ月に7日以上利用すること、それから、利用が終わった場合に、施設から温泉療養証明書と利用料の領収書等を受け取ることで控除の対象というふうになるということで、なかなかハードルが高いというふうに感じておりまして、こういった医療費控除の対象となるというふうな部分の基準な

ども、国を動かさないとなかなか利用率が上がらないなというふうに感じておるところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） この認定制度に関しましては、幾つかのハードルがあるということで今、ご答弁をいただきましたけれども、こういう制度をうまく活用することによって、全国に発信して、こういう医療費控除の制度があるという、そういう施設が観光地であって、そして健康、癒し、そして美、アンチエイジング、そういうものに活用できるとすれば、やはりさらなる誘客効果につながるのではないかとこのように思いますので、これはぜひ、やはり大変ハードルは高いと思っておりますけれども、ご検討していただきたいと思っておりますので、この項を終わりにさせていただいて、次のに移らせていただきます。

この視力センター跡地の造園に関しましては、宮内省匠寮が当たり、御座所前庭の設計には皇太子殿下がみずからかわられました。皇太子殿下には、ご即位の後、天皇となられてからも塩原の地を大変愛され、ご幼少の昭和天皇、秩父宮殿下、高松宮殿下、香淳皇后を初め、数多くの皇族方に塩原御用邸はご利用されてまいりました。その皇族方の中でも、特に澄宮と称された三笠宮崇仁親王殿下には、大正11年より10年間にわたり毎年夏は塩原でお過ごしになられ、塩原御用邸は、別名を澄宮御殿と言われておりました。

先ほどのご答弁によりまして、建物、施設等の再利用は考えていないということでありましたが、これは国が取り壊すというものであるのか、それとも、市の要望でこういう回答なのか、お聞かせ願いたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 施設の取り壊し等ということで、施設につきましては、建物については、市として今後、利用の予定はないということで、取り壊していただいて結構ですという返事しております。

また、歴史的な遺産、防空ごうとか温泉とかアカマツとか石垣とか、そういった歴史的遺産については、残していただくようにということで申し入れをしているところでございます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） わかりました。

それでは、やはり更地にしていただいて、そこからのほうが利活用が多いというご答弁かなというふうに思いますけれども、私が質問させていただいたのは、大変、体育館等は比較的新しくて、使用できるものがあるなという観点でちょっとお聞きしたわけでありまして、そういうことであれば、やはり次の戦略に打って出やすい部分に関しましては、よくわかりました。

先ほども答弁の中に、アカマツとか庭とか、そういうものは先ほど経緯を私のほうからご報告させていただきましたけれども、そういう部分、そして、防空ごう等に関しましては、ぜひ残していくという要望を国にしているということでありますので、ちょっと安心をしたわけでありまして、この防空ごうについても、大変すごい経緯でございまして、これは、戦前より戦時中にかけて次第に戦局が悪化してくると、女子学習院の生徒たちが塩原温泉に疎開をし始めたんですね。その昭和天皇の皇女であられました孝宮・鷹司和子様、順宮・池田厚子様、清宮・島津貴子様の三内親王殿下が、それに合わせて塩原御用邸に1年有余疎開をなされたわけでありまして。センター庭先には、今でも内親王様用のコンクリート製の地下防空ご

うが当時のまま現存し、戦時下の名残をとどめておるわけでありまして。

近年、戦争遺跡を保存する動きがありますが、ましてこの防空ごうに関しましては、先ほども申したように、三内親王殿下様用のものでありまして、全国に防空ごう、幾つかたくさんあると思いますけれども、全く価値観の違ったものであり、ぜひ残していく要望をしていただきたいと思います。

旧塩原御用邸の建物は、視力センターの新設拡充のため取り壊されてしまいましたが、塩原町民から親しみを込めて「天皇の間」と呼ばれていた旧御座所は残され、昭和56年に現在の地に移築保存され、天皇の間記念公園として一般に公開をされておるわけでありまして。皇室の別荘地として往事を今にもしのばせております。

この跡地においては、地元住民にとって、最後まで守らなければならない使命感を背負っているわけでありまして。何が何でも市が譲り受けていただくことが一番の願いであることを皆様にご理解をいただくとともに、ご支援をいただくことを願い、次の項に移らせていただきます。

2番の馬場整備について。

宮城県仙台育英学園の研修施設であった約17haの土地と建物は、2007年10月に市に無償譲渡されました。今回、その施設の中にある既存の馬場等の整備をする考えが示されましたが、次の点についてお伺いをいたします。

馬場等を整備するとのことであるが、その面積と施設についてお伺いをいたします。

整備にかかる概算事業費についてお伺いをいたします。

この施設をどのように活用していくのかお伺いをいたします。

管理・運営等をどのように実施していくのか

お伺いいたします。

この施設の効果と将来性についてお伺いをいたします。よろしくをお願いします。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 馬場整備について5点お尋ねがございましたので、順次お答え申し上げます。

まず、整備の面積と施設についてお答えをいたします。

馬場として利用する面積は、約1万900㎡でございます。施設については、既存の屋内馬場と厩舎、それに付随しております渡り廊下の修繕工事、ぼろ捨て場、おが粉置き場、これは馬がこちらに入ってくる際に必要な施設ということで、ぼろ捨て場とおが粉置き場というものの整備、そのほかに駐車場の新設を計画しております。

2番目の概算事業費についてのお答えをいたします。

内容的には、工事費、管理費あるいは備品購入費を含め、約6,600万円程度を見込んでおりますが、現在、さらにこちらの精査をしているところでございます。

の施設をどのように活用していくのかについてでございますが、12月2日の敬清会代表質問で相馬議員にお答えをしたとおりでございます。

の管理・運営等についてのお尋ねでございますが、こちらにつきましても、動物愛護及び管理に関する法律、これによりまして、動物取扱業の登録が必要となり、その取扱責任者は資格が必要となることから、指定管理者による管理を考えております。

その運営につきましても、小学生の情操教育や障害者あるいは不登校児童のホースセラピー、体

験乗馬、こちらについて考えておまして、現在、こちらの利用については無料とし、有料とする乗馬のレッスン費用なども比較的安価なものとして、市民1人1スポーツの種目として、気楽に乗馬体験ができる運営を考えております。

5番目の効果と将来性についてのお尋ねですが、小学生などへの情操教育、ホースセラピーに資することから、心理的・身体的な効果を得ることができ、金額にははじけない、あらゆることのできない効果は高いものと考えております。

また、青少年の健全育成のための情操教育や障害者、不登校児を対象としたホースセラピーを体験できる自治体所有の馬場、これは非常に全国的にも数少ないと思われまます。馬場を所有する市のブランドイメージを高め、全国的にPRすることにより、将来、定住促進につながるものと考えておまして、気楽に乗馬を体験できるようにすることで、新たなスポーツ人口をふやすことができる施設としても将来につなげていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） それでは、先ほど馬場を整備計画している中で、青木の敷地は、先ほど冒頭に申しましたように、研修施設としていた学校法人仙台育英学園から無償譲渡をされた敷地でありまして、2008年度から16年度まで、天然芝や人工芝のグラウンド、あるいは多目的グラウンドなどを整備しているわけでありまして、昨年度、市が策定した市スポーツ施設整備計画には、今回、10月6日に懇談会で示されたこの馬場等の利用計画は盛り込まれていなかったわけでありまして、この計画に至った経緯をもう一度説明をお願いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまお尋ねがありました経過等についてご説明申し上げますが、11月6日の議員懇談会の折に、私のほうからぜひ馬場整備をしたいということで説明を差し上げました。

その中で、当初、こちらにございます、きのうも相馬議員からのご質疑がありましたスポーツ施設整備計画、こちらには、これらの施設等の整備ということが登載がなかったところであります。こちらの計画書の中には、社会情勢の変化や施設等の資産管理への考慮、こういったものが十分ではなかったということをお話を申し上げましたが、もう少し詳しく申し上げますと、こちらの馬場利用につきましては、当初、雷雨等の避難所として、あるいは将来はフットサル、こういったことで、こちらの整備計画書には記載はありませんが、そのようなことでスポーツ振興課ともども、そういったぼんやりとした構想があったところでありますが、厩舎やひづめ洗い場というんですか、蹄洗場というんでしょうか、こういった施設も非常に貴重な建物であることから、現有施設の価値を高めるための有効活用や、先ほども触れておりますが、本市の特色、あるいは非常に珍しいということで、特色ある利用ができないかという検討に入りました。

県内の自治体では初となる馬場ということで、この阿久津市政になってから、つまり、定住自立圏構想あるいは定住促進ということが大きく流れとしてシフトされたという中で、ほかの自治体との差別化も図るといふ、そういったことも含めまして、今まで見過ごしておった資産、これを最大限にぜひ活用させていただきたいと、こういった趣旨から、議員の方々には大変ご迷惑もかけたということで、謝罪とご理解をそのときも申し上げ

たと、そのようなことで、経過等については以上とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 経過等についてはよくわかりました。

それでは、先ほど屋内馬場あるいは厩舎等について、修繕工事をするという答弁がありましたけれども、どのような箇所を重点的に行わなければならないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） それでは、ただいまの屋内馬場の修繕内容について申し上げたいと思います。

まず、屋内馬場本体のほうでございますが、屋根内側のシート状の断熱材が今、非常に見ばえがよくなく、ぶら下がっているという状況で、これらの撤去を含めてこちらを整備したい。そのほか、鉄骨の塗装、内装ベニヤ腰板張りかえ・塗装、あるいは外壁のサイディング塗装、外壁コーキング、こういったものです。そのほかは、議員ご案内のところだと思っておりますが、この施設の入り口等にありますが、大きな鉄の扉、こういったものの塗装、これらを考えております。

そのほか、先ほど申し上げましたひづめ洗い場、蹄洗場というんでしょうか、ひづめ洗い場、そのほか渡り廊下につきましては、屋根の塗装、断熱材の、これも非常に見ばえがよくないので、これらを剥がす作業、そのほかに大きな柱がありますんで、丸太柱の腐食した部分の改修、こういったことを行いたいと思っております。

さらに、厩舎につきましては、屋根の塗装、さらには外壁のサイディング塗装、コーキング打ちかえ、そのほか内部の鉄柵の塗装やら馬房の床、

これが腐っておりますので、床の入れかえ、こういったことを考えています。

そのほか、おが粉の置き場、ぼろ捨て場についても、それぞれ幅が10mあるいは5.5mの奥行き施設になろうかと思っておりますので、そのような計画をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 修繕の主な部分に関しましては、大体断熱材の老朽あるいは塗装に主にかかるんだなということで、今のご説明でよくわかりました。

そこで、先ほど答弁の中に、駐車場も新設していくというようなお話がありましたけれども、今後いろいろ計画をしていく中で、大きく広がる部分もあるでしょうけれども、それによっては、いろいろ規模が変わってくるでしょうけれども、今のこの概算的には、現時点ではどのぐらいのものを考えているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 駐車場につきましては、基本的には砂利の駐車場を考えておまして、こちらにつきましては、30台程度を収容できる、900㎡ほどのものを計画として考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） わかりました。これも30台ということで、確保できるということでわかりました。

それでは、次に、に移らせていただきます。

先ほどのご答弁では、約6,600万円程度を見込んでいたという答弁がありましたけれども、それぞれの内訳についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） それでは、これも先ほど申し上げましたように、現在精査中ということでもありますので、概算的なところでの数字としてお話を申し上げたいと思います。

まず、屋内馬場棟につきましては、2,100万円程度の概算として今、計画をしております。そのほか、先ほどのひづめ洗い場、渡り廊下、こちらが100万程度。厩舎の改修関係全体では290万程度。そのほか、おが粉置き場、ぼろ捨て場、これが500万強ということでございます。そのほか駐車場につきましては、315万というふうな今の計画額になっております。締めまして、こちらの施設整備においては、およそ3,400万程度の馬場改修工事として今のところ事業費を計上しているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今、ご回答がありましたけれども、現在、さらに精査をしているということで、今の現時点での概算はよくわかりましたので、次に、に移らせていただきます。

については、会派代表質問、相馬議員に答弁したということでありましたけれども、まず、情操教育に大変よいということから、児童生徒に馬との触れ合える体験ができるということが1点だったかと思います。また、障害者や不登校児の馬を通したホースセラピーを行う場ができると、そしてまた、市民への乗馬体験ができること、もう一つとして、馬場を有する市としてのブランドイメージが図れ、全国にPRできるということ、そしてまた、定住促進につながるということのご回答だったかというふうに思います。

それでは、まず、情操教育の役割を担っている、

児童生徒が馬と触れ合う体験ができる場としては、全国に先駆けて実施されることは、本当に注目を浴びる施設になるというふうに私は思っております。ドイツ、フランスなどでは、これを義務教育に取り入れていることがあります。本市においては、体験できることだけではなくて、今どうこうしろということではありませんが、これを一歩踏み入れた取り組みができれば、さらなる効果が発揮できるというふうに思いますが、これについてのご見解をお伺いしたいというふうに思います。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 情操教育にどのような役割を果たせるかというふうなお尋ねだったかと思えます。

議員がおっしゃられた外国での義務教育の中での扱い方につきましては、ただいま私どものほうとしては、ちょっと知見を持っておりませんので、何とも申し上げられないところでありますけれども、いずれにしましても、今までにないものでありますので、学校教育活動の中でどのような扱い方ができるかにつきましては、十分研究することが必要になってくるのかなというふうに思っております。

学習指導要領の中に示されたものに基づいて、当然学校は教科等編成して、1年間かけて教育活動を行っているわけでございますので、そちらのものについても、十分先行事例がない、当然先行事例がないわけでございますので、さまざまなものを、資料等も収集する中で研究を要するというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今の見解をお聞きしたのは、そういう事例があって、こういうものがやはり若干でも一歩進めるようなものがあれば、また

那須塩原市のイメージが変わるのではないかなというふうに思ったものですから、お聞きをしたわけでありませぬ。

次に、不登校児の馬を通したホースセラピーは、非常に有効的で馬の世話をしたり、触れたりすることで絶大な効果を発揮して、学校へ復帰している例というのは、数多くあるわけでありませぬ。

本市においても、不登校児の学校復帰のきっかけの場として、平成20年10月2日に宿泊体験館メーブルが開所したわけでありませぬが、これらと連携をすれば、さらなる効果があらわれると思ひませぬが、これらについてご意見をお伺いしたいと思ひませぬ。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めませぬ。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 宿泊体験館メーブルに絡むお尋ねかと思ひませぬけれども、私どもも宿泊体験館メーブル開設に際しましては、全国の自治体の中でどのような施設があるかと、宿泊を伴う施設があるかということで調査をいたしました。その中の一つとして、県内にあります上三川にあります施設が全寮制でありますけれども、あることはその当時、確認をさせていただいたところでございませぬ。

いわゆる一般的にホースセラピーという形で、馬と触れ合いながら少しずつ気持ちを和ませていくという効果があるということは、多く知られているわけでありませぬので、そういうことを使った例はあるということは認識しております。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 先ほどこの施設と宿泊体験館メーブルのかかわりについてご答弁をいただいたわけでありませぬけれども、現在、メーブルにおいての活動内容は、川遊びやカヌー、あるいはハイキング、登山、農作業やうどん・そば打ち体験、スキー、野鳥観察や陶芸体験、そしてこの間、ここに「メーブル通信」というものがありますけれども、第3回のチャレンジでは、この記事にしております騎手教養所の体験を、乗馬あるいは馬術等の飛躍等、そういうものを体験して、最後にはえさやりをしたというような、そういうことを聞いております。これとさらにリンクすることによって、もっと利活用がふえるのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

動物愛護及び管理に関する法律により、動物取扱業の登録が必要であることから、これは指定管理者に管理を任せるという答弁があったわけですが、この施設が当然有効的に多く使われることが望まれることでありますが、そういうふうに多くの利用者が図られたときの、その対応というものはできるものなんでしょうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 管理運営についてのお尋ねかと思いますが、乗馬施設については、ただいま議員ご指摘のとおり、動物取扱業の5業種のうち、例えば保管とか展示、訓練の3業種の登録が必要となってまいります。その取扱責任者は、半年以上の実務経験や事業の種別に応じた知識あ

るいは技術を習得しておらなければなりませんので、これらの資格等を有している業者等を選考していくことになろうかと思いますが、実質、その指定管理の中で、今、ご提案がありました最大限の活用となれば、その指定管理の中で一般的に我々が先ほど来、小中学生あるいは一般の市民を対象とする時間帯以外に有効活用となれば、指定管理業務の中で例えば自主事業とか、そういったことにその事業を委ねながら、それを展開していくという方策もあるかと思いますが、今、想定しているものについては、まだそこまでとり着いていないという状況でありますので、今後、そういった指定管理業者がもし選定された暁には、そういった内容等も協議しながら、それは進めなければならないと、このように感じてはおります。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） その利用のプログラム等まだ完全に確立していない、児童生徒によっても全校なのか、あるいは学年を切って等、そういう今後の相談・検討があることと思いますので、その辺はよくわかりました。

次に、学生の情操教育や障害者、不登校児のホースセラピー体験版については、先ほど答弁に無料とするという答弁がありましたけれども、有料とする対象者はどのような枠をお考えか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 一般的には、市民を中心として考えはありますが、そういった教育課程の中で活用できる以外の時間帯等については、一般市民、親子体験とか、そういった機会等を設けながら、身近に触れ合ってもらえる機会ということで、基本的には市民を中心に、まずはその設定

できた料金内でご利用いただくということになる
うかと思えます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） わかりました。

この馬場が整備されれば、当然先ほどから何度
もおっしゃっているように、県内初という馬場を
持つ市としては、障害者や不登校児童生徒のホ
ースセラピー体験の場として、県内にこういう施設
は当然ありませんので、県内に向けてその例えば
不登校児に限られてとか、そういう部分に関して
この利用の門を広げるという部分に関しましてお
けば、県の補助等も考えられるのではないかなと
いうふうに私は思うんですが、その辺の方法はあ
るんでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お尋ねの件でございま
すけれども、県におきましては、不登校児童生徒
を対象にしたプログラム、現在行われているもの
は、県内2カ所で実施されているものがございま
す。本市が入っている地域とすれば、県の東側の
地域を1つのグループとしまして、隔年で、県北
であれば那須高原自然の家、県南、県西というん
ででしょうか、は芳賀青年の家、これらを会場にし
まして、年に一度、2泊3日のプログラムだった
と思うんですけれども、関係するエリアの適応し
た教室等に通っている児童生徒を対象にしたキャ
ンプのようなものが行われていることはございま
す。

それにつきまして、私も直接かかわったことは
あるんですが、やはり大勢の集団、顔見知りでは
ない人たちが集まってきての集団生活を送るわけ
ですので、そこにかかる準備は大変なものが実際
にはありまして、当日そこに参加す

るかしないかということも含めて、非常に不確定
な要素のある中で実施をされてきております。

ただ、それは年に一度のプログラムでございま
すので、それらについて今回考えているものが県
のそういったプログラムの中の一つとして選ばれ
るかどうかということは、それは相手がいる話で
ございますので、現状としては、考えられるとす
れば、そういったものが県の実施している事業と
してはあるということをご紹介させていただきます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） その件に関しましても、
不登校児の対策として年に1回、2部、2つに分
かれて2泊3日程度の宿泊体験の中で、不登校に
関しての心の癒しというものをやっているという
ご答弁をいただいて、ぜひともこういうものもや
はり那須塩原、県内で初めてでございまして、
行く行くプログラムが組めれば、そういうご提案
をしていくのも一つの方法ではないかなというふ
うに思いまして、次の に移らせていただきます。

先ほどご答弁の中に、効果については先ほどか
ら答弁をいただいていますように、情操教育やホ
ースセラピーによる心理的・身体的効果がある
ということで、将来性については、馬場を有する市
のブランドイメージを高め、全国的にPRすること
により、将来、定住促進につながるという考え
だということでご答弁をいただいたわけでありま
すけれども、近県では、横浜市や静岡県御殿場市、
長野県の上田市などがこの施設を所有しているわ
けであります。もちろん県内初になるということ
は、本市のPRを県内外に発信できるわけであり
ますし、定住促進にもつながるわけであります。

私は、もう一つ、経済効果の面でも活用できる
施設ではないかなというふうに思うわけでありま
す。この施設で将来的に馬術大会とか、あるいは

あいている日を提供して馬術部の合宿等、そういうものが呼べるのではないかなというふうに思いますが、この規模であればそういうことが可能であるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまご提案あるいは将来の展望等についてのお尋ねですが、馬術大会と一口に言いましても、議員ご提案の馬術大会、これがどのような、どの程度のものかはちょっと想像できないところでございますが、今、現有している施設の屋内馬場、これが20mの40mという規模でございます。これを仮に日本馬術連盟競技会規定による大会ということになると、一番ランクが低いといいましょうか、小規模な制定科目Aクラスという分野で競技が開催されるランクになるかと思いますが、これは今、幾分制限がございまして、観客席、これは競技場より15m以上離れてなければならぬとか、あるいは競技場は壁より2m以上離さなければならぬとか、こういった規定がございまして。

そういったことから、今、検討している馬場等については、大変難しいのではないかという感じがしております。

また、将来の屋外馬場も今、計画している、将来の屋外馬場についても同じサイズの20mの40mでございますが、これも先ほど申し上げました観覧席等の関係から、非常に難しいのかなという感じは持っております。

大会開催に当たっても、通常は2日ないし3日前から馬をならすために会場に連れてくるということもでございます。私が今、想定しているところでは、現在の8頭の厩舎では、なかなかこれも不足が生じるのではないのかなと。駐車場確保についても同様の懸念がございまして。

ただし、こういった規定内の、議員が想定している馬術大会がどのようなイメージなのかはちょっとはかりかねるところはございますが、そういったことを外したもので馬術大会ということになれば、何か工夫を凝らして、そういったことまで将来的には、発展的な利活用ということも可能性としてはあるのかなということでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） よくわかりました。

今の現時点で、まだでき上がっていないところで、また私も飛躍した質問をかけたわけですが、私もけれども、いろいろ大きな大会はそういう規約、観客席、そういうものに関していろいろ制約があるので、今の現時点では難しいけれども、そういう余地がとりあえずあるということは確認できましたので、わかりました。

それでは、最後に副市長にお伺いをしたいというふうに思いますけれども、先ほど の観光についての戦略ということで、いろいろ答弁をいただいたわけでありまして、この馬場においても、市のブランドイメージを高めるため、そして、定住促進へつなげる具体的な戦略というものがあるものなのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（渡邊泰之君） 戦略ということでございますので、先ほど観光について申し上げたことにある程度重複する部分がありますが、申し上げたいと思いますけれども、スポーツの場合は、観光と違って目的がいろいろありますので、まずその部分をきちんと考えていかなければいけないと思います。

観光というのは、要するに観光客が来て、お金をどれだけ落としてくれるかという、非常に目的

ははっきりしているわけですが、そもそもスポーツ、それが今回つくろうとするものも含めて、そういった市民の健康増進のためのものなのか、それを主としているのか、あるいは、各種大会を開くためのものなのか、合宿、トレーニングの場として設けるのか、そういうのによってスタンドが必要であったり、あるいはいろいろな面数も何面も必要だとか、変わってくるわけですが、今回の目的としているこの馬場については、1つは、情操教育とかホースセラピーというところ、これが大きな柱ですが、もう一つが、先ほど議員ご指摘のような、ブランドイメージを高めての定住促進の一助としたいということで、その後者の部分に限って申し上げますと、市長も私もあちこちで言っているわけですが、今回の例えば新幹線の通勤客、通勤で東京都内であったり首都圏で働く人たちで、塩原に住んでもらおうと思う人たちを仮に1つターゲットとして、どうやって呼んでくるかということを考えるときに、先ほどで言うカスタマーがそういう人たち。そうすると、コンペティターであるところの競合する都市というのはどういうところなのかというと、実は大田原、矢板とかではなくて、例えば静岡で言う三島であったり、群馬の高崎だったり、埼玉の私の地元ではありますが、本庄という場所であったりして来るわけです。それが共通するのは何かと言えば、新幹線で大体1時間前後で都内に通える駅の周辺の都市ということですが、じゃ、埼玉の本庄あるいは静岡の三島ではなくて、那須塩原に引っ越してもらって、ここを選んでもらうためには、一体どういうような素材があればいいのかと、そういうところで1つ今回の馬場の話ということを考えていただきたいというふうに思っております。

都内で乗馬を仮に小学生がやるとすると、初年

度に100万ぐらいは簡単にかかってしまう。それが、例えば那須塩原に引っ越してくることによって、まずは無料でホースセラピーとかを受けられて、さらに1月1万ぐらいで仮に乗馬ができるとすれば、それは非常に大きな売りになるのではないのかなと考えております。

逆に、ほかであるとなかなかまねができないと、先ほど申し上げたように、強み、弱みというのを考えたときに、強みの一番強いのはまねができないということですが、なかなか多分、三島であったり、本庄であったりという場所で一から乗馬の施設を何億もかけてつくる、これも非常に難しいですし、そもそもそういうような歴史的な経緯もない。指定管理でお願いするにしても、そんな乗馬クラブが市内にはありませんから、そういう意味では、仮に静岡の三島がまねしたいと言ったところで、まねはできないだろうと。そういう意味で非常に比較優位にある、そういう素材なんだと思っております。

そういう意味でなかなか、サッカーのまちで売り出そうとしたら、これは少なくともさいたま市に勝たないといけないわけですが、Jリーグを2チーム擁して、3万、4万人入るスタジアムを持っているところに、今から対抗しようとしても難しいですし、そういうところを考えていくと、我々が一つブランドイメージを高めていくために、使える素材として何かあるのかといったときに、今回のこの馬場というのは、非常に比較するとコストは安く、それで効果は高いのではないかなというふうに考えている次第です。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今、副市長からご答弁をいただいて、市のブランドイメージを高める、あるいは定住促進にやはり力を入れていくというよ

うなお考えの強い意思を感じました。

アニマルセラピーの中でも、馬を使ったホース・アシステッドセラピーは、医療、教育、スポーツレクリエーション、コミュニティーの多目的で要素をあわせ持ち、心身両面への直接的セラピー効果が認められております。ドイツやスイスでは、健康保険が適用されるほどであり、欧米では、乗馬療法として古代ギリシャの時代から長い歴史を持っております。

馬は、本来、群れで行動する社会性を持ち、人よりも大きな体を持ちながら、従順で心優しい動物で、馬の気持ちを考えて世話することで馬と気持ちが通い合う喜びが生まれ、馬に乗ると、その高さ感動し、馬の温かさから心の安らぎが生まれます。大きな馬の背に揺られ、意思を通い合わせることによって自信が回復し、喜びや楽しみがあふれ、日常のストレスや孤独感を癒してくれます。馬にまたがっているだけで、足や膝に負担がかからずに運動効果が得られることから、ダイエットや病気療養のリハビリ用として近年では糖尿病の運動療法にも用いられているようであります。

10月12日に市議会で現地視察を実施した際に、寺子の民間乗馬クラブ、那須トレーニングファームの施設もあわせて視察をしたところでございます。シドニーオリンピック出場の広田龍馬社長に話を聞いたところ、馬は、人の心に正直に反応する。馬は、子どもたちが勉強ができようができませんが、不登校であろうが馬には全く関係なく、純粹に向き合ってくれる。馬にはうそが通用しないということを何度も繰り返しお話ししていたのが印象的でありました。

また、青木の仙台育英学園の馬場を建設するに当たり、学園の理事長から広田さんのお父様に相談があり、指導して建設した馬場であり、約4億円をかけたそうでございます。屋内馬場としては

すばらしい施設であるとおっしゃってございました。全国でも室内馬場を建設したいが、高額で建設には踏み切れないという、その施設が修繕だけで使用できるという、非常に恵まれている施設をお持ちですと、この施設を使用しないのは非常にもったいないことである、というようなお話もございました。

私も当初、仙台育英学園から無償譲渡される話を市から報告を受けたときに、この青木の現地視察を議会で行った際、メインはサッカー場としての用地確認、そして、目を引いたのは十分使用可能な体育館ということで、馬場に関しては、外見からあの建物が乗馬施設であると聞いただけで、余り認識がなかったわけでありました。今回の馬場整備計画が議員懇談会の中で示され、11月12日に議会で現地視察を行った際に、また、民間乗馬クラブ、那須トレーニングファームの施設見学、また、広田龍馬社長の話を聞いて、本当にすばらしい馬場施設であるということを知った一人でございます。

部長答弁にもありましたように、私もこの馬場における優良資産を見落としていた一人でございますけれども、例えば児童生徒が馬に触れ合うことにより情操教育によい、また、障害者や不登校児童生徒の馬を通じたホースセラピーを行える場、市民への乗馬体験、馬場を有する市としてのブランドイメージの全国発信、定住促進への期待感、このほかにもまだまだ多くの利用ができると考えられますが、私もこの施設がすばらしく必要な施設であっても、用地買収あるいは屋内馬場を初めとする施設整備を一から建設、そして予算化するのであれば、なかなか賛成しづらい面もございますが、現に当施設は副市長の答弁にもありましたように、あすにも極端に言えば使用できる施設であるというように、新設ではなく、維持するだけ

で那須塩原市にとっては大きな夢が広がる施設だ
とっております。

市長答弁にもありましたように、市をブランド
イメージさせること、また、市を発展させるには、
他市にないものが必要であると言われていたよ
うに、全国の自治体の中にも、乗馬施設を設けたい
が、多額の予算がかかることから断念をしている
現状、もう一度申しますが、この整備計画は、新
設ではなく、現施設を有効活用し、維持していく
ことであります。

最後に、 でお聞きをしました整備にかかわる
概算事業費の答弁に、現在さらに精査をしていく
というふうな答弁がございましたけれども、この
事業を本腰入れて実施していくならば、そして、
全国に那須塩原市のブランドイメージを発信して
定住促進を図っていくならば、中途半端な施設整
備費ではなく、後に後悔の残らないよう、予算計
上をしっかりとさせていただくことを申し添え、私の
一般質問とかえさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、15番、齋藤寿一君
の市政一般質問は終了いたしました。

玉 野 宏 君

議長（中村芳隆君） 次に、22番、玉野宏君。

22番（玉野 宏君） 齋藤議員の青木の馬場に
続いて、議席23番、玉野宏、一般質問を行います。

平成26年度当初予算編成を踏まえた市政運営に
ついてでございます。

3.11東日本大震災及び東京電力福島第一原子
力発電所事故から2年半が経過し、当市を含む県
北地域でも一定の落ち着きが感じられるようにな
りました。しかしながら、いまだ解決していない

放射性物質の除染や処分場問題などに加え、現在
の日本が抱えている人口減少、少子高齢化という
大きな問題にも直面しております。

そのような中、私は、昨年9月の定例会におい
て、市が求める本当の意味でのプラス成長への足
がかりとして、行政のリードが欠かせないと提言
させていただきました。阿久津市長が就任されて
からの市政運営を考え、今後の市政につながる一
助となれるよう、以下の点についてお伺いいたし
ます。

過日開かれまして11月の議員全員協議会では、
八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関する協定の
締結について、圏域住民が真に必要なとしている生
活機能を確認し、安心して暮らし続けられる地域
を形成するという取り組み内容が示されました。
また、今後、本市が中心となる定住自立圏構想に
ついて具体的なようになっていくことから、定住自立
圏形成のメリットとは何か、再確認の意味を込め
てお伺いいたします。

また、定住自立圏の形成により、労働人口の流
出・少子高齢化に歯どめをかけられるような、地
域力の強化となるような具体的施策があるかお伺
いたします。

農観商工連携推進事業では、「地域資源や経
営資源を相互に結びつけ、地産地消拡大や地域ブ
ランド、新商品開発、販路開拓等による地域活性
化と産業振興を図る」とあります。地産地消とい
う点で、現在、当市はどの程度地域で消費してい
るか伺います。

また、地産地消を推進することにより、地域力
が高まり、新たな雇用を生み出すということも考
えられるが、八溝山周辺地域定住自立圏、または
本市が中心となる定住自立圏構想において、食を
中心とする新たなネットワークを形成する考え方
があるかお伺いいたします。

市は、事業費約35億円をかけ、JR黒磯駅西口を中心とした都市再生整備計画を示しました。整備に当たっては、駅前図書館（仮称）やまちなか交流センター（仮称）を設けるとともに、明治から昭和初期建築の石蔵や空き店舗の活用を検討するとあります。また、回遊性を高めて、歩いて楽しめる空間を目指すともあることから、ハード、ソフト両面の具体的な施策をお伺いいたします。

また、駅は観光の玄関口であることから、計画地域における景観には一定のルールづくりが必要と考えますが、市の考えをお伺いいたします。

また、新たな試みとして、旅館・ホテル・喫茶店等の経営者等により組織され、検討を始めた協議会が思い描いている具体的なビジョンと市の協力態勢についてお聞かせいただきたいと思っております。議長（中村芳隆君） 22番、玉野宏君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 玉野宏議員の質問について、平成26年度予算編成を踏まえた市政運営、また、黒磯駅前整備等についての質問に、順次お答えいたします。

平成26年度当初予算を踏まえた市政運営についてと駅前の整備、いずれも大きな意味を持ってありますので、最初に私から、順序が違っているかもしれませんが、お答えをさせていただきます。

後の詳しい内容等、もしあれば、私は骨格だけの答弁になりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

黒磯駅周辺地区都市再生整備計画におけるハード面の具体的な施策につきましては、12月5日の一般質問で櫻田議員にかなり詳しくお答えをさせていただきました。再質問があれば、またお答えさせていただきます。

次に、ソフト面の施策でございますが、本計画

におけるソフト関係事業では、効果促進事業として幾つかの助成事業などを予定しております。

1つ目は、良好な景観形成と回遊性の向上により、にぎわいの創出を図る目的で、地元商店街が行うアーケード撤去の費用の助成を計画しております。

2つ目は、商業施設の集約化に向け、空き店舗の有効利用を図る、空き店舗改修費用の助成も計画しております。

3つ目は、地域のコミュニティーの形成や町なかのにぎわいの創出を図るため実施する、新たなイベントへの支援を計画しております。

そのほかについても、民間のまちづくり活動への専門家派遣支援を行うアドバイザー派遣事業や、あるいは事業効果を調査・分析し、事業期間後の都市の再興に向けた取り組みの継続を図る、事業活用調査なども一緒に計画しております。

次に、計画区域における景観のルールづくりですが、本地区は、東北本線黒磯駅の開業に伴い発展した駅前地区であり、古くから市の中心市街地として、また、板室温泉や那須温泉などの観光地への玄関口としての機能を担って今日までまいりました。

地区内には、石づくりの蔵など、歴史的な建造物も多く点在しておりますが、老朽化が著しいアーケードなどにより、建物のよさを生かし切れていないことから、アーケードの撤去とあわせて修景の整備が必要であると考えております。

また、修景整備を行うに当たっては、地区内を以前の町並みに復元するなど、町並みに対する地区住民の意識統一を図ることが必要であるとも考えております。

市といたしましては、地区住民の景観のルールづくりに対する合意が得られれば、町並み修景整備に対しても支援をしていきたいと思っております。

続きまして、新たな試みとして組織する協議会の具体的なビジョンと市の協力態勢についてもお答えいたします。

ご質問の協議会については、従来の単なるハード面の整備や地元からの意見だけでは、活性化が困難であると考えていることから、外部有識者を交えた組織の立ち上げを現在考えております。この組織を早期に立ち上げ、活性化に向けた具体的なビジョンを検討していきたいとも思っています。

市の協力態勢といたしましては、その組織で検討いただいた内容・意見等を踏まえ、活性化策のビジョンの取りまとめを行い、黒磯駅周辺地区都市再生整備計画との整合性を図りながら、地域の振興・活性化につなげていきたいと思っております。第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 私から、の定住自立圏構想のメリットは何か、また、定住自立圏の形成により地域力の強化となるような具体的施策があるのかについてお答えをいたします。

定住自立圏構想は、中心市と構成市町が共有するテーマについて相互に連携することにより、効率的で質の高い住民サービスの提供が図られ、大都市圏への人口流出等による地方圏の人口減少を食い止めることができる施策であると考えております。

また、財政的にも国の支援策として、特別交付税として中心市に4,000万円、構成市町に1,000万円を基本として算定される包括的財政支援措置や、各省庁の支援が優先的に受けられるなどもメリットとして挙げられます。

なお、具体的な施策につきましては、今後、共生ビジョンを策定する段階において、圏域で実施する事業等の詳細について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 私からは、地産地消という点で、市は地域においてどの程度消費しているかと、定住自立圏で食を中心とする新たなネットワークを形成する考えがあるかについてお答えいたします。

地産地消の推進に向けては、産地直売所による農産物等の販売、農産物及び加工品のブランド化、小学校におけるバターづくり・おにぎりづくり体験事業、高校における牛乳消費拡大講演会の実施、ハウレンソウ、ダイコン、カブ、ソバ、小麦といった地元食材を活用した料理や本年度商品化された「みるマンジェ」などスイーツの開発・普及などに取り組んでいるところでございます。

本市における地元農産物の地域での消費の動向については、そのような統計資料はなく、また、本市としても調査しておりませんので把握はしておりませんが、地産地消の事業としては、学校給食への地元産生野菜の供給事業を那須野農業協同組合との連携・協定により、実施しております。

平成24年度においては、この協定に基づき供給した野菜は11品目でありました。このうち、ニラ、ウドなどの6品目は、全て地元産を供給した実績がございますが、今後とも地産地消を積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、八溝山周辺地域定住自立圏における地産地消の推進につきましては、道の駅の相互連携による人や物の交流促進や圏域内の地産地消の推進を掲げているところであり、本市が中心市となる定住自立圏構想におきましては、地産地消の分野については、圏域内で強化していく取り組みとして、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 22番、玉野宏君。

22番（玉野 宏君） 市長のお答えの中に意識の統一、これはとても大事なことだと思います。

まず、人口が減っていくということ。この駅前、1と2と3がちよっと交差しておりますが、ずっと駅前については話し合いをしている人がいます。彼は、こう言っていました。「駅前も減っている。私たち自身もあと10年たったらウン十歳だ。でも、10年前からやっていることは全然変わらないんだ。もう新しい血を入れて、新しいアイデアを入れて創意ないと時間ばかりたってしまう」と。そういうことも統一の一つではないかと私は思っております。

昨日、こちらに新聞があるんですが、「将来を問う、人口減少と過疎」という下野新聞がウォッチ論壇で出しております。この中で、前総務省におられ、岩手県知事でございました増田寛也氏は、こう言っています。少し紹介させていただきます。

人口減少問題研究会をつくっておるそうですが、そこでは、「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」、これは中央公論に書いております「地方が消滅する時代がやってくる」と強い懸念を表明しております。

大都市圏に人口が集中する社会を「極点社会」と呼ぶ増田氏は、日本総合研究所主席研究員の藻谷浩介氏、この方はシャッター通りと里山資本論で著名な方だということは皆さんご存じだと思います、との対談で「地方中核都市に資源を集中し、そこを最後のとりでにして」再生を図る構想を説く。これは、1970年代に福田首相が群馬県で人口が首都圏に動いてしまう、何としても地方の人口をとめるために人口のダムをつくらう、ということ踏まえているそうでございます。

もう少し紹介させていただきます。

藻谷氏は、都会で働く人が多くの時間を労働に当て、暮らしをきちんと営めないから子どもが減

る。少子化という現象は、人が都市で消費されてしまう結果だと怒りを込めて語っている。

また、北海道大の中島岳志氏は、「『瑞穂の国』を忘れるな」の中で、安倍首相は、新自由主義的な構造改革路線を突っ走り、加速度的にアメリカの強欲資本主義へと接近すると批判。今の路線を突き進めば、日本の伝統に基づく安定的秩序や基盤を崩壊させた革新主義的破壊者として歴史に名を刻むことになるだろうと警告しております。

もう一点、高齢化、減少化について、川口盛之助さんという方は、若い経済アナリストなんですが、彼はこう言っております。

少子高齢化は、国や文化にはよらない普遍的な現象と言える。どの地域にあっても、社会が富裕化、だんだん豊かになるということですね、富裕化し、サービス産業が進めば、確実に少子化が起こる。社会が複雑化すればするほど、子どものうちに身につけておくべき知識や技術は高度化し、教育に係る負担はふえていく。子育てが家庭で一番お金がかかることが少子化の根源的要因だ。これは、日本だけの問題ではない。日本が一番最初に起きた問題であると。日本という実験場において、これに対応することが確立できれば、それが市場開拓のためにどれだけ役に立つことか。読みかえてみますと、定住自立圏ということと全く重なっていると思います。

次に、高齢化のスピード、倍化年数高齢化という言葉だそうですが、高齢化が7%を超え、14%に達するまでの年数です。フランスが115年かかったそうです。イギリスが47年、日本で24年、お隣の韓国は18年、今、元気なシンガポールで17年、マレーシア・ベトナムは最も早くなり、アジアの新興国では豊かさを十分達成する間もなく、急速に老化が始まると語っております。

もう少し続けます。

続いて、川口氏は、一人一人の生きていく個人の欲求のレベルは、生理的欲求、食べたり寝たりということですが、満たされると、次に、安全の確保を目指していく。そして、次には、認められたい、所属したい、愛の欲求を得て高まっていく。そして、社会から認められたい、尊敬されたい、最終的には自己実現に向かうと。これは、ここまで語れば、マズローの法則のことだということをおわかりだと思います。

これを彼は、個人だけではなく、社会にも当てはめております。まず、最初の欲求は、安全な水や食べ物が欲しい。次に、所得と治安の確保が欲しい。次に、汚職や腐敗を排除し、法治の確立を行いたい。さらに、成熟度が高まると、民主的な政治体制や人権保護問題、そして最後には地球環境や世界平和、世界人類への貢献を行いたい、そして、責務が生まれると。彼は、それを踏まえてビジネス界の展望をすべきだと語っております。

ここにも定住自立圏構想がなぜ必要であり、求められるのか、背景が読みとれます。答えは、成熟度が高まる、人と社会の欲求を取り込む地域にしないと人は減り、成熟度が高まる人と社会の欲求に取り組む地域に人は動く、シフトするということです。

人と地域、社会の成熟度を高めていく、本来の人としての生きていく場をつくるのが、政治の取り組みであると私は思います。本市が中心となる定住自立圏構想は、このような背景で取り組んでいるとは思いますが、改めてお尋ねしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 非常に難しいお話をいただきましたけれども、本市が中心市となる定住自立圏ということにかかわるお話でございまして、

定住自立圏、人口減少時代、少子高齢化時代において、真の地方分権、地域主権ということを目指していく。そうした中で必要なことは、地域が自立できることだろうというふうに思います。そういったことがいわゆる緑の分権改革とか定住自立圏へとつながっていくものだというふうに認識しております。本市が中心市となる定住自立圏でも、そういったことを踏まえて構想に当たっていききたいというふうに考えてございます。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後 1 時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

22番、玉野宏君。

22番（玉野 宏君） の質問を続けさせていただきます。

人口が減るということは、身近な問題だけがふえるということが話題にのっておりますが、これは10月号なんです、日経ビジネスに相続ショックというのが出ております。まず、幾つかあるんですけども、空き家状態の実家、これは相続としてショックであるというんですね。それから、埋まらないアパート、境界線の曖昧な土地、それとか親の借金も入りますけれども、ご先祖さまのお墓、これも負の遺産、それと、やはり県北の地ですと放置された山林、こういうことが全国で起きている。決して空き家ばかりでなくて、もちろん黒磯は駅前ばかりでなくて、もちろんそこも承知しておりますが、那須塩原もこれも全部、相続

ショックということを社会背景として持っていると思います。

そこで、先ほどの藻谷浩介氏は、そういう中で、日本の現役世代が50年で半分に減る、これはもう動かせない事実だと、現役世代ですね。普通に子どもが生まれて人口がふえなくても、減ることもない社会にするには、一番いい方法は、女性の雇用をふやし、収入のある家庭をふやすことと提案されておりますが、こういう提案はどのようにお考えになりますでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 女性の雇用と収入がふえるというようなことでございますけれども、女性の雇用については、今の市として男女共同参画の中でワーク・ライフ・バランスというようなことで取り組んでおります。そうしたことから、女性の社会進出がしやすいような仕組みづくりというようなことでのPR等を行っているところでございます。

また、所得というところからしまして、定住促進計画を今策定している中では、若い子育て世代の働いている方たちに来てもらうような施策ということで考えているところでございます。

議長（中村芳隆君） 22番、玉野宏君。

22番（玉野 宏君） 1の質問を終わります。

2の農観商工に関する質問をさせていただきます。

ここの中に、地域内でどのくらい消費しているのかということと、食のネットワークということを質問しておりますが、この地域、ゾーンですね、その中でどれだけ物が流れ、お金が重層的に動くかということがとても大事なことだと思いますが、私は、何年前にこのことを質問したことがありますけれども、当時はそういう状況に至らなかつ

たのかと思いますが、再度、そういう考えが今必要ではないかということで質問させていただきませんが、地域経済の自立性を高めるには、経済を地域化させる、ぴんとこないことかもしれませんが、これはどういうことかということ、地域経済が空っぽになる理由は、お金が地域の外に出ていく構造を改めるんですね。日本の場合は、エネルギーの問題が一番大きいです。約20兆円以上が海外に出ていってしまうわけですね。

そういう中で、地域の中で部長はこういう品物がありますよ、こういう品物がありますよ、地産地消しますというお答えをいただきましたが、地域の中でお金を回すということ、1万円を地域の中で8,000円、8割、8割でいきます。最初の人1万円使う、8,000円が残ります、1万円の人が8,000円。次の人、8,000円の人が掛ける80ですから6,400円、もう一度8掛けが残ると、繰り返していきますと、1円になるまでは実に42回、地域内で動くそうでございます。そして、この合計金額は5万円になるそうです。じゃ、それはどういうものが考えられるのかということは、これから大切なことではないかと思っております。

また、この同じ1万円でも、2割しか地域に落ちない、1万円は2,000円になってしまいます。2,000円は400円ですね。そうしますと、最後は6回転で1万2,500円しか動かない、1万円が動かない。

そういうことから見ますと、同じ1万円を5万円に使うのか、1万2,500円でしか使えないのか。お金の循環についても、地産地消とどういうふうに結びつくかはあれですけども、お金の循環を地域内で考えるということは、とても大事なことだと思いますが、いかがお考えになりますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 今のお金の地域内での循環ということについてのお考えをということでの今お尋ねでございますけれども、今、議員おっしゃいました、地域の経済を支える中におきまして、地域内でのお金の循環、いわゆる経済活動を通したそういった循環というものにつきましては、やはりその地域の活力あるいは活性化に貢献ができ、お互いの利益が発生する部分もあるのかなと、そんなふうに感じております。

議長（中村芳隆君） 副市長。

副市長（渡邊泰之君） 今の部長からの発言に若干補足しますと、議員ご指摘のような形で、地域の中で内発的に経済をつくっていくということ、地域の中で回していくことがまさに地域の富をふやしていくと、そういった効果が非常に高いということと、あと、我々定住自立圏でその部分を進めていきたいと思っておりますが、実際、農産物等についても、トレーサビリティが非常に高まると、どこかよくわからないところでできた、何が入っているかわからないものではなくて、誰々さんのつくったものというものがやはりきちんとわかるということは、非常に重要なことだと思っております。

それから、何かあった場合、特にエネルギーの問題はそうだと思いますが、食料もそうですが、外部から本当に供給が途絶えたときにどうなるかと。非常に日本社会というのは、そういう意味で脆弱な仕組みになっておりますので、エネルギーと食料、人が生きていく上で必要不可欠な部分、これについては極力、地産地消、自給できる、そういう仕組みに変えていかなければならないと。そういうことで、定住自立圏でも、一つの柱の中にこれを入れたということでございます。

今後につきましては、先ほど部長から答弁があったようなことに加えて、1つ、地域通貨みたい

なものも定住自立圏の場で考えられないかといったこと、それから、以前、ふるさと財団というところから専門家に来ていただいたんですけども、その専門家の方が例えば1店1品運動みたいな形で、市内の飲食店で少なくとも1品は那須塩原産のものを使っていただくとか、何かそういう仕掛けを少し考えていければと。そういう場を那須塩原1市だけでは、やはり地域とはいえ、スケールメリットがちょっと足りない部分がありますので、周辺の市町と連携してやっていければと思っております。

若干補足でございます。

議長（中村芳隆君） 22番、玉野宏君。

22番（玉野 宏君） ありがとうございます。

去る10月、会派五峰クラブで山口県周防大島に行ってきました。他に2カ所ほど寄りましたが、周防大島は、作詞家の星野哲郎さん、それから、人文学者の宮本常一氏のふるさとであります。目的は、ここでジャム屋を開いた若いご夫妻の話なんです。お二人は、新婚旅行でフランスに行ったそうでございます。奥様がウィンドーショッピングを兼ねてアクセサリーのお店へ入って、ご主人はその店の隣のジャム屋に入っていたそうです。言いかえれば、奥様はフランスのおしゃれ、ファッションを味わった、彼はフランスの食文化に触れてきたということでもあります。

ちなみに、藻谷さんの言っている日本の貿易黒字・赤字の中に、日本は対フランスでは赤字だそうでございます。それは、たくさん日本から観光に行くということ、それからワイン、チーズ、ファッション、それがどんどんフランスに出ていくということでもあります。

帰国後、彼は、ジャムに取りつかれたように3カ月、ジャム、ジャム、ジャムと言い続けたそうでございます。奥様は、それに応えて、ふるさと

周防大島のお父様、ご住職だそうでございますから、周防大島の地の利、人脈を詳しく知っている方ですね。そんなにジャム、ジャム、ジャムなら、この島へ来いと。かんきつ類はたくさんある、四季折々であるし温暖であると。土地も紹介する。彼は、奥様と勇んで周防大島へ、中電をやめて行ったそうでございます。

お父様が用意した土地は、交通の要所です。でも、彼はそこを選ばなかったそうでございます。これからの人たち、若い人とか時間を大切にしている人たちは、ロケーションはとても大事だと。あそこは瀬戸内海ですが、それが見える海の前に店舗と工房を兼ねたものをつくりました。

試作をするに当たって、繰り返し繰り返ししましたが、おいしくない、満足するジャムができない。失敗の続きだそうございました。彼が気がついたことは、いつも同じ味にしようとしたことが原因だ。材料となるかんきつ類の素材は、週ごとに味を変え、なっている場所でも味が違うこと、木によっても味が違うことを地元の人に教えられたそうでございます。

それ以来、ジャムづくりは、小さなお鍋にして、完成まで全て手を使ってつくことにしたそうです。こだわりの結果、村の人の雇用がふえ、材料を提供するかんきつ類のなり始める最盛期、熟したときと使いわけることも始まったそうです。

それによって、かんきつ類のオーナーは、木の持ち主ですね、一番いい、適した時期に収穫することを教えたそうです。木全体を生かすこともここで教えられたそうでございます。

木のかんきつ類の持ち主は、出荷した以外のかんきつ類はジュース類にすると10分の1に安くなり、また、廃棄を迫られていたそうでございますが、高値でジャムの材料として買っていただけるようになり、win-winの関係がつけられた

そうでございます。

現在、ジャムのアイテムは、年間300種を超えたそうでございます。私たちの訪問したころは、秋ですから、イチゴ、リンゴ、それから、イチジクがおいしくつくられていました。ジャムとヨーグルトの組み合わせがとてもおいしかったですが、彼はこれはフランスの家庭食から学んで、四季のメニューに取り入れたそうでございます。フランスの食文化を学び、店も海に面し、おしゃれでした。地元の女性が元気に雇われ、かんきつ類をつくる人たちも喜び、周防大島のよさがジャムになって広がっています。来店者のリピーターも多く、来年には3期目のジャムづくり工房を広げるそうでございます。フランスの食文化でジャムづくりに取り組んできた笑顔の人たちを見てきました。

振り返り、当市、ちょっとこういう言葉を使っているかどうかわかりませんが、生乳生産額日本一としたその背景は、いかがでございますでしょうか。単品の生乳をつくり出し続け、輸入牧草を与え、価格におびえ、近隣の市と観光に訪れる人たちからは、臭気・景観で冷たい目で見られることもままあることだと思います。

これは、ヨーロッパで進められているアニマルウェルフェア、動物福祉という概念がまだ入っておりません。このアニマルウェルフェアも私は何年前に質問しました。この概念が生産者、消費者として学べていない、知らされていない。那須塩原市が生乳をつくる場にとどまり、食文化に向かっているのだろうか。生産額で日本一をうたうにとどまり、生乳を通した食文化をつくるべきだと思いますが、このことと動物福祉を学ぶことを普及されてはいかがかと思い、お尋ねしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいま生乳生産額日本一について、まずどう思うかというご質問でございますけれども、その生乳生産額日本一というのは、まさに生産額ベースでのいわゆる日本一ということでの統計数値ということで、私どものほうで受けとめておまして、それは、まさに生乳生産、どちらかという生産のほうに主体を置いた、そういう流れになっているというように考えてございます。

それから、アニマルウェルフェアの話が今出ました。動物等の普及あるいは動物と親しむと、そういったことと生乳、そして、それを食文化に向けるという、いわゆるその方向性のお話ではございますけれども、アニマルウェルフェアの点につきましては、先ほども馬場の中で出ていましたように、やはり動物と接することによる人間性を高めると、そういった意味での効果はあろうかというふうに思いますし、また、生乳におきましては、この食文化へのつながりということで考えていきますと、地産地消、特にエネルギーにおいてもそうでございますけれども、今、フランスのお話も出ましたけれども、西欧などではスローフードと言われる、そういった言葉に象徴されるように、先進的な食文化が進んでおります。

生乳を1つ例に取り上げさせていただければ、本市にも現在、6次産業化などを目指しております、チーズ等の乳製品、そういったものを核に推進を図ることによって、酪農地域での牛乳の付加価値を高め、そして、生産者の所得の向上と地域農業の発展、そして、地域経済の活性化につながるのかなということで考えております。

したがって、そのような仕組みが今後の中でできればよろしいのかなと、そんなふうに考えてございます。

議長（中村芳隆君） 22番、玉野宏君。

22番（玉野 宏君） 私の前に齋藤議員がまとめにさようなことを言って、勇気づけられる言葉がありました。セラピーという門が開くことによって、動物福祉ということも見えてくるのかなと思います。ぜひそういう道をたどっていただければと思っております。

深い井戸の奥から空を見ると、昼間でも星が見えるそうです。先進地を訪問され、「先進地」の3文字に「文化」の2文字を加えて、「先進地文化」の5文字の地にすべく、どんどん学びに行っていたきたいと思えます。この那須塩原市を見るために、先進地文化は大変参考になると思えます。そのようなシステム、職員が先進地文化を見るシステムがつかれるか、構築すべきかお尋ねしたいと思えますが、よろしくお願ひします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 職員が先進地を見ることが必要ではないか、そういった文化を見ていく必要があるのではないかというお尋ねでございますけれども、今、私どものほうで海外都市産業交流促進事業というようなものを実施させていただいております。そういう中で、そういう先進的な文化なども、参加者の中ではかなりいろいろ産業を初め、観光でありますとか、食生活あるいは食文化、そういったものも勉強をさせていただいているという状況でございますが、今後におきましても、そういった文化に触れる、あるいは各自がみずから進んでそういうところへ出ていって、いわゆる研修を行う、そういった自己研修なども含めて、それぞれの職員がそれぞれの目的のもとにそういう取り組みをしていければ、これは本当に先進的な取り組みの方向に向かうのではないかと考えてございます。

議長（中村芳隆君） 22番、玉野宏君。

22番(玉野 宏君) 中心市宣言書骨子の重点テーマの中に、下のほうに書いてございますが、
地域内のエネルギー・食料等の自給構造の確立、
として、地域内のエネルギー・食料等の地産地消、
として、地域住民が中心となって、地域内で人材資源が循環する仕組みの創設とあります。

経済評論家、内橋克人氏が1995年に提唱されました、地域がみずからが自立するために必要な前提条件として、食料、フードですね、F、それから、エネルギー、ケア、Cですね、これを100%自給できるように取り組むべきだと。FとEとCの頭をとって「F E C自給圏」と内橋氏は提唱されていますが、このF E C自給圏との関連性はあるのか、また、それを生かす考えはあるのかお尋ねしたい。

〔「ちょっとエネルギー……」と言う人あり〕

22番(玉野 宏君) エネルギーは、バイオマスというのが連想させますが、那須塩原市は3大疎水の那須疎水が流れております。マイクロ水力の考えもつけ加えてお答えいただきたいと思いません。

議長(中村芳隆君) 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長(片桐計幸君) 私のほうから、F E C自給圏との関係ということで、定住自立圏との関係について答弁させていただきますけれども、最初に私から答弁させていただきましたように、人口減少とか少子高齢化時代にあって、やはりいかに地域が自立していくかということで、定住自立圏というものがあるわけでございまして、その自立していく根幹が食料とかエネルギーというものだというふうに理解しているわけでございます。

そうしたことから、F E C自給圏と、ここにケアということで介護とかそういったものも入るわ

けですけれども、そういった思想も勘案しながら、今後の中で施策を組み立てていきたいというふうに考えております。

議長(中村芳隆君) 生活環境部長。

生活環境部長(古内 貢君) 疎水を使っています小水力発電ということで、今、土地改良区連合がやっておりますけれども、これにつきましても、今お話があったエネルギーの地産地消という話がありましたけれども、今すぐに地産地消という形にはなかなか難しいと思うんですが、市としましても、小水力だけではなくて、太陽光発電につきましても、総合的に含めて再生可能エネルギーの推進を進めているところでございますが、いずれにしても、将来につきましては、今お話があった、いわゆる実際の中で、この中で食料についても、もしくはエネルギーについても、地産地消できるという形の中で持っていければいいんじゃないかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長(中村芳隆君) 22番、玉野宏君。

22番(玉野 宏君) マイクロ水力は、地元の資本ですよ、社会資本。もともと積極的にこの地の潜在能力として、多くのものをマイクロ水力は持っていると思います。ぜひ力を入れて進めていただきたいと思います。

また、内橋克人氏の話になって申しわけないんですが、彼は、「共生の大地」という本も出していますし、「共生経済」という本も出しています。新潟大学の佐野誠氏は、99%のための、これはアメリカで起きた99%という運動がありましたね、タイトルは似ておりますが、「99%のための経済学」はとても勉強になります。本市が中心となる定住自立圏構想を進めるために、ここから大きなエールをいただきたいと思いますので、ぜひお目通しをいただきたいと思います。

に移ります。

駅前都市再生整備計画が提案されておりますが、まず最初、よくこれを提案されたと思います。それに合わせて、（仮称）駅前図書館とありますが、この仮称を出すまでの案にも相当な計画・展望を持ってのことだと推察できます。

当会派としても、図書館ということの中で、武雄市に行ってきた経過がございます。武雄市の図書館は、樋渡市長がテレビで、「カンブリア宮殿」ですね、これを見て、即、ツタヤの社長に会って、ともども話し合っ、共感し合っ、やりましょうと、つくりましょうという話、プロセスからでき上がったものです。

ここで駅前の図書館について、まだまだイメージを共有することが少ないと思いますが、ここでツタヤさんの本店がございます代々木上原のツタヤというお店、それから武雄図書館のいずれかを訪問される方がおられましたら、気持ちの中で手を挙げていただければと思います。

おわかりだと思いますが、武雄市は、図書館を図書館文化にグレードアップしたところ、市民と近隣住民にたくさんの訪れる人がふえたということです。人々の成熟度を満足させたことが、結果として多くの来館者を引きつけたと分析しております。

武雄市の樋渡市長は、総務省におられたとお聞きしております。（仮称）図書館も含めて、どのような行為をされているか、副市長に支障のない範囲でお話いただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（渡邊泰之君） 樋渡さんは、ちょっと突然のご質問ですので、整理されて答えられるかどうかあれなんです、私の先輩でもあり、以前、私がいた高槻市の前々任でもありまして、非常に

よく知っているものであります。

それで、実はきょうも朝、やり取りをしております、樋渡さんに対しては、我々も図書館のほうをつくるけれども、武雄の向こうを張って武雄には負けないものをつくりますということ私のほうからメールで彼に出していた、そんな経緯も、ちょうどきょう、そんなメールを送りました。

やはり図書館、今の時代ですと、かつてであれば本というものは、都市部のほうの本屋さんに行かないとなかなか手に入らない、高価なものでもありましたが、今はインターネットでも幾らでも買えるような時代になってきた中で、また、一人一人の生活水準も上がってきている中で、あえて公共の場所に図書館という無料の本を、ある意味、書店に民業圧迫をしているわけですから、そういうものをつくる意義はどこにあるのかということ、を改めて問わないといけないと思います。

そういった中で、武雄市においては、本を貸し出す場ではなくて、そこが一つの文化の交流の拠点となる場所として新たに位置づけたというところは、非常に大きいものだと思います。本当に休日に時間がないから何となくぶらっとするために行くという、そういう場所ではなくて、積極的にそこに行って、何か知識なり文化を得ようという、そういうような求心力を持つ施設に図書館というものを新たに位置づけたというところに対しては、私も正直その話を聞いたときには驚きましたし、逆に私も個人的には彼には負けたくないというのがありますので、逆に樋渡さんがちょっと驚くようなものを、ぜひともこの黒磯の駅前につくれればということで、教育委員会のほうとも今後、話を進めていきたいと思っております。

ちょっとまとまりがありませんが、以上でございます。

議長（中村芳隆君） 22番、玉野宏君。

22番（玉野 宏君） ぜび、樋渡市長が驚くような構想を出していただきたいと思います。

駅前について、市長の答弁の中に、櫻田議員に対する答弁ですね、スーパー跡地にまちなか交流センターという発言があったと思います。私は地元にありますから、スーパー跡地というのは、あそこのことだなどは見当ができます。また推察で申しわけございませんが、隣地には旧チサンホテルが残っているのではないかと思います。建設から相当の時間が経過しておりますが、プランを進めるに当たって支障はないのでございましょうか、市長に所見をお聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） この建設に、あそこの一角があいていますが、支障はないかと、こういうことで、もう準備周到に建設部を中心に、土地の所有者は市ではありませんから、交渉を続けてまいりました。

その前に一言お話ししたいんですけども、何でこの何十年もスタートできなかった事業をスタートしたかということは、これは、1つは、玉野議員の質問を聞いていて、何となくわかります。だけれども、私は実際、本を読んでいない。それで、これは実感なんですけれども、今一番の課題は、人が減っていることなんです。特に私と同じ地域に人見菊一議員がいまして、彼は20年前、私は30年前から議員をやっていますが、村まつりにびっちり呼ばれるんですよ。これ、ちょっと聞いてください。それで、20年、十七、八年前から、たくさんの村まつりのメイン行事は消滅してきております。ここに呼ばれるたびに、獅子舞の獅子頭をとると、みんな玉野議員みたいな頭、本当は青年会の踊りですから青年が踊る、こういうものがみんな白い、獅子頭をとると真っ白なんですよ。

なり手がない。かわり手がない。これは、中山間独特の現象かなと思っておりましたら、あにはからんや、今、限界集落は中山間は比較的少ない。駅前の限界、準限界集落ですよ。これを見たときに、これを放置したら、駅前は、ただ駅がとまって人が乗りおりして、もっともっと荒廃すると、こういう思いが非常にこの実体験として強く感じておりましたので、私が就任して1年10カ月ですけれども、何十年かの構想のスタートを切ると、これはかたい決意が、そういうことがあります。

5年前に山口へお邪魔したら、県の職員が飛行場まで送ってくれたんですけども、総理大臣が8人出たけれども、8,000人あるいは1万人、5年前ですよ、もうしばらく前から山口が減り続けていると。栃木はいいよな、それほど、栃木は3年前から2,000人、4,000人、7,000人ぐらい、だんだん8,000人になると思う、1年間で。だから、はるかに遅く減り始まった。全国で40番目。

そういうことで、行政の責任として、これはもうどんなことがあっても、シンボリックなそういう場所は活性化しないといけないと、それは宮城県の仙台みたいに、1つの県の人口の半分以上が仙台に集まってしまうわけですから、先ほど言った知事、岩手の知事、岩手からも仙台へ行ってしまいうんです。ほうっておくと全部そういう現象が出てくる。だから、その魅力をできる限り那須塩原、そして、もともと中心になった黒磯駅周辺でも実現をしたいと、こういう思いで、本当に全ての霧を取り払って突き進んだわけではありません。

ただ、1つ、今言ったにぎわい広場、これにつきまして交渉に行ったら、即、そのチサン関係ですが、もう創業者は亡くなっておりますが、そんなに頑張るならば、私の持っているものを全部寄附しましょうと。この土地は買わなくていいと、全部あげますと。そこに名前を1本、小さなもの

で寄贈を受けたというものを立ててくれればいいと、これを決裁したのは、10日ほど前です。行ったら急にそう、いつでもやると、こういう話になりまして、それを聞いたときに、ああ、やはり突き進めば味方が出てくるんだなと、これは大変ですよ。総資産は、その場所だけで1億5,000万、ただあげますと言うんですよ。そのかわり頑張つてやれと、こういうこともちょっと起こったものですから、私は駅前の活性化については、今、副市長から図書館についても説明がありました、全力をかけて、この駅前の活性化に全ての工夫を結集して、にぎわいを取り戻したい。こういうかたい決意がますますかたまっていると。これは言っただけでよし、やるのならば寄贈しよう。世の中捨てたものじゃないなと、こういうことも水面下では起こっておりますので、ぜひ皆さんも期待をして支援をしていただければ、必ずいいものができる。それだけではなくて、さまざまな仕組みが今、発表できるものとできないものがありますが、かたまりつつありますので、まだあやふやなうちにお話しすると、またこれも問題になりますので、おいおい皆様方にもお知らせをしながら、これは市を挙げて全力で取り組みたい、こういう気持ちでございます。

議長（中村芳隆君） 22番、玉野宏君。

22番（玉野 宏君） いや、驚きました。1億5,000万、やるならやると。突き進めば開く、また私流で申しわけない言葉ですが、共時性、電話しようと思ったら電話が来た、会いたいと思ったら会いたい人が来た、シンクロニシティですね、これが起きることはどんどん進め、これが法則だそうでございますから、シンクロニシティの今、真ん中にある市長、どんどん進んでもらいたいと思います。

最後の質問になりますが、すばらしいお答えを

いただいた中で駅前の協議会、この質問をさせていただきます。

る質問し答弁をいただいた中で、ここを市を挙げて全力でやるという中では、そのパートナーとしての有識者は、相当の見識を持っている方が求められると思いますが、いかような有識者とおつき合いを今後始められるのか、お聞かせいただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） これから立ち上げる協議会についてのお尋ねでございます。

そのお答えをする前に、私、先ほどのお答え申し上げました中で、「生乳生産額本州一」と申し上げるべきところ、「日本一」と申し上げてしまいました。これを「本州一」と訂正させていただきますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

協議会につきましては、どのような人選をしていくのかというお話でございますけれども、今後の中でその選定をさせていただくということになるわけでございますが、メンバーとしてその道に造詣の深い、学者・先生方でありますとか、あるいは経営者、そのほか有識者などを考えたいというふうに思っております。

特に豊富な経験と実績、そして広い識見を持った有識者による協議の場というものを考えておりました、その組織には、当然地元の経営者の代表の方や経済団体代表の方々にもご参画をいただき、それぞれが描きますビジョン等を皆さんで検討していただいて、そしてまた、先進事例なども参考にさせていただきながら、これからの駅前をどのようなコンセプトを持って、どう取り組んでいくべきかといった点について、慎重にご協議をいただくこととしてまいりたいと、このように考えて

ございます。

議長（中村芳隆君） 副市長。

副市長（渡邊泰之君） ただいま部長から答弁がありました。まさにそういう形で進めていくわけですけれども、1つ、市のほうとして重要だと思っているのは、齋藤議員の質問に対しても戦略性の話を何度か述べましたけれども、この黒磯の駅前もまさに同じ話でありまして、どこにでもある駅前再開発、商店街の活性化ではだめだと思っております。そういう意味では、先ほど武雄市の樋渡市長の話を申し上げましたけれども、黒磯駅前というところに多くの人が一度は行ってみたいと思わせるだけの、それだけのすごいものはつくっていかうと。そのためにふさわしい方を外部からお呼びできるように、今、鋭意交渉しているところでございます。

そういう中で、地元の有識者、代表者のほうときちんと調整をしながら、非常にほかにはない商店街、まちの再活性化ができるのではないかと、そういうふうに関心している次第でございます。今申し上げられるのは、ここまででございます。よろしく申し上げます。

議長（中村芳隆君） 22番、玉野宏君。

22番（玉野 宏君） このまちに住んでよかった、素材がそろってきたと思います。心の中から本当にそう思える人がふえるように、26年度当初予算を踏まえた市政運営に期待し、私の一般質問を終わります。

議長（中村芳隆君） 以上で、22番、玉野宏君の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一君

議長（中村芳隆君） 次に、11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 皆さん、こんにちは。11番、高久好一です。

ただいまより一般質問を始めます。

1番です。生活保護行政について、以下のとおり伺いたいと思います。

市民には回復が実感できない経済状況の中、生活保護を受給する世帯が過去最多と報じられています。当市の現状と課題について考えを求めます。

です。ふえる申請と求められる迅速な審査、受給後のフォローの態勢はどのように行われていますか。

です。市民に対する職員の不足はないか、職員の資質向上のための対策は図られていますか。

です。不正受給が報じられていますが、当市の実態と事例の傾向はどのように分析されていますか。

です。全国で生活保護の申請時に使われている調査書に誤解を招く表現があり、厚労省は、是正を求める事務連絡を行ったとされています。行政に必要な文書について、市の対策と考えを求めます。

です。調査書の文言等の確認とその印刷方法は、どのように行われていますか。

です。国からの是正の連絡の有無、文書確認後の対応は、どのように行われていますか。

です。誤解を招く文書によって受給を断念した市民の有無を調査し、対応する考えはありますか。

以上、6項目の対策について考えを求めます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 生活保護行政についてのご質問について、順次お答えをさせていた

だきます。

初めに、生活保護に関する本市の現状と課題についてお答えをいたします。

の本市の保護の申請、審査、受給後のフォローについてですが、まず、申請については、自立支援員及びケースワーカーが、面接相談により相談者の生活や就労、資産の状況等を聞き取り、相談者に合った生活再建へのアドバイスを行った後、生活保護の制度について説明し、相談者及びその世帯員の申請意思を確認して申請を受け付けることとしております。

審査については、ケースワーカーが、世帯訪問調査などに基づき検討資料を作成し、ケース検討会議を開催して保護の要否に係る審査を行っており、生活保護法に定める期間内で保護の申請に対して要否の決定等をしているところです。

受給後のフォローにつきましては、地区ごとにケースワーカーを配置し、受給世帯に対する訪問調査や助言、指導を行うとともに、必要に応じて自立支援員や母子相談員、公共職業安定所、医療機関等と連携して、受給世帯の自立に向けた支援を行っております。

の市民に対する職員に不足はないかのご質問についてですが、社会福祉法第16条第2項では、生活保護に係るケースワーカーの配置数を受給世帯80世帯につき1名と規定しております。この基準に当てはめると、平成25年10月時点でケースワーカーが1名不足することになりますが、窓口相談等において自立支援員を活用すること、ケースワーク後の事務の効率化や一部時間外勤務の実施により、市民からの相談や保護の申請・決定に支障を来すまでの状況には至っていないと考えております。

職員の資質向上についてですが、新任の係員については、栃木県社会福祉協議会が実施いたしま

す生活保護行政新任職員研修会に参加させるほか、生活保護行政担当職員研修や生活保護査察指導員研修等の各種研修会に職員を派遣しております。

また、研修に限らず、係内での意見交換や事例検討等を行い、生活保護法や国が定める実施要領に基づいた生活保護行政の適正な運営が行われるよう、資質の向上を図っているところでございます。

の生活保護費の不正受給についてお答えいたします。

生活保護法第78条において、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した市の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」と規定されておりまして、これを不正受給として捉えますと、平成24年度の本市における該当件数は20件、それに伴う費用徴収決定総額は約370万円となっております。

事例の傾向としては、虚偽の申請により保護費を詐取しようとする例はなく、いずれも保護受給中に申告すべき就労収入等を申告せず、結果として保護費が過大に支給されたというものでございます。

次に、生活保護の申請に使われる調査書に関する質問に順次お答えいたします。

でご質問の厚生労働省からの連絡の内容は、扶養の調査書に「保護は扶養を受けることが前提」等と記載すると、扶養を受けないと保護を受けられないと誤解するおそれがあることから、このような表現は使用せずに、「扶養による援助は保護に優先し行われる」等の表現を用いることというものでございます。

本市の調査書は、従来から「扶養義務者による援助は生活保護に優先し行われる」と記載しており、適切なもので誤解のおそれはないものと考え

ております。なお、調査書は、生活保護システムから規定の様式を出力し、使用しております。

国からの是正の連絡については、栃木県を通じ、平成25年11月8日付にて通知を受けております。さきにお答えしましたとおり、本市の文書は誤解を招くおそれのないものであったため、特に対応はしてございません。

誤解を招く文書により受給を断念した者に関する調査については、本市の調査書は誤解を招くおそれのある表現ではなかったため、行う考えはございません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 先ほどの答弁の中で、誤った表現をしてしまいましたので、ここでご訂正をお願いしたいと思います。

国からの通知文に関しまして、「誤解を招く」というふうな表現をさせていただきました。こちらについては、正しくは「誤認を招く」というふうなことでございますので、「誤認を招く」のほうにご訂正いただきますよう、お願いいたします。申しわけございませんでした。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 部長が先に答弁されました。私のほうも「誤認を招く」を「誤解を招く」と言ったりしている部分があります。恐らく訂正

が途中の質問の中にもまだ出てくるかと思いますが、「誤解を招く」というところは、全て「誤認を招く」ということで聞いていただけるとありがたいです。訂正をお願いいたします。

再質問を始めていきます。答弁がありました。順次、再質問をしていきます。

の と は、関連がありますので、一緒に再質問をしていきます。

6月に質問して、12月にもまた質問するのかという方がいるかと思いますが、6月には日本の社会保障について、最低保障年金の設置と生活保護申請の簡素化、申請者の尊厳を守った対応をするように求めた国連人権規約委員会が出した勧告に基づいて質問をしました。国連規約委員会は、さらに日本の社会保障の悪化を危惧して、再び勧告を行いました。厚労省は、無年金や低年金など、生活が困窮し、生活保護を受ける高齢者の増加傾向が続いていると分析しています。受給者は、3月時点で216万を超え、過去最多を記録しましたが、4月以降は215万人台で推移しているとしています。栃木県の8月時点の受給世帯は9,566世帯、受給人数は1万2,655人の最多です。那須塩原市の生活保護受給者は、人口11万7,000人に対し1,028人、0.87%、25年3月末時点で全国平均の1.5%の6割以下、58%となっています。

そこで伺っていきます。市民から「那須塩原市の生活保護、特に黒磯地区は審査が甘いから、生活保護受給者が多い」とよく言われます。市はどのように捉えていますか。先ほど数字がありましたが、今後の見通しについても考えを聞かせてほしいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 隣接の市町との違いなどもちょっとお話をさせていただければと思

うんですが、那須塩原市におきます25年10月の世帯、被保護世帯につきましては773世帯、人員につきましては1,037人ということで、0.883%でございます。同時期で大田原市の情報がございまして、こちらについては、526世帯の710人で0.932%、矢板市ですと、229世帯283人で0.830%ということで、ほぼ同市と同じ数字ということで、那須塩原市が甘いというようなことではなく、市としては、法、それから要綱に基づいて適切に対応させていただいていると考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。那須塩原市の生活保護受給世帯は、全国に比較しても、近隣の市町と比較しても大差はなく、多くはないという実態が明らかになりました。

全国的には、ひとり暮らしが多い高齢者世帯の増加傾向が続いており、65歳以上の受給者世帯は71万5,072世帯、全体の45%を占めました。障害者世帯18万1,006世帯、母子家庭も11万1,448世帯となっています。安倍内閣の経済政策、アベノミクスのもとで貧困が深刻な実態にあることを示しています。ところが、安倍内閣は、8月から最大で10%にも達する生活保護基準の切り下げを強行。食費や光熱費に充てる生活扶助の引き下げが行われています。年金も10月から基礎年金で年2万円にも上る削除を強行しました。さらに生活保護申請者を締め出す、生活保護法改悪法案も4日、審議を打ち切り、強行採決させています。

こうした状況の直前に国連人権委員会は、再び日本の政府に対し、社会保障について改善勧告を行いました。生活保護費削減に対し、全国で1万人規模の不服審査が申し立てられており、安倍内閣の姿勢が厳しく問われています。働ける世代を含むその他世帯や母子世帯はいずれも微増と、こ

うなっています。厚労省は無年金や低年金などで生活が困窮し、生活保護を受ける高齢者の増加傾向が続いているとしています。

先ほど那須塩原市の生活保護の状態について答弁がありました。さらに伺っていきます。

那須塩原市は、昨年、担当者が問題を抱え込まないよう、グループで審査し、職員の過重負担にならないよう、担当1人補充したそうですが、22年度から24年度までの状況を見ると、毎年受給者が約60世帯で80人近くふえている。22年から24年の経過を見るとこうなっています。その割合では、担当者も毎年1人ずつふやし、質も高めていく必要があります。職員の不足により、受給審査のおくれや受給者が孤立死したというような事例はありませんか、聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 職員の数については、私どもも、ふえる対象者の件数になかなか追いつけない状況にはございますが、職員皆、ケースワーカー、指導員、それから、それを囲む社会福祉課、保健福祉部、みんなでそういった世帯の対応ということで当たっておりますので、そのような実態はないというふうに認識しております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。職員の質の問題、職員の数の問題、なかなか追いついていけないという部分があるかもしれないけれども、おくれるとか、そういったことはないというお話でございました。

昨年1月に亡くなった受給者の話です。

彼の受給に至るまで、職員の対応はくさいとも言わず、よく対応してくれたと思っています。生活保護の窓口、社会福祉協議会、社会保険事務所

へ行って、彼の都合と私の都合が合って、いきいきふれあいセンターから生活資金が出るまで、8日ほどかかりました。受給が始まって半年、ゆーバスのバス停に立って、車の私に手を振ったのが彼を見た最後でした。ことし1月、亡くなっている彼が数日たって発見されました。このような事態をなくすために、知恵と力を合わせるのが行政と私たちの責務だと、こう思っています。

に入ります。

当市の不正受給の実態と事例の傾向につきまして、テレビで大々的に不正受給が報道されましたが、不正受給は、全国的にも生活保護費受給額の全体でいうと0.5%にすぎず、高校生のアルバイトなど、申告漏れがほとんどとされています。先ほど市からの答弁もありました。申告漏れがほとんどという同様の答弁でした。

学識者も、不正受給の問題は、中には悪質な例もあるかもしれませんが、大部分は生活が苦しいことが根本であるとしています。生活保護法は、改悪すればするほど、不正受給はふえるとしています。

11月7日、参議院厚労委員会で生活保護法改悪法案と一体で提出された生活困窮者自立支援法案については、保護が必要な人を水際どころか、沖合で追い返すことになるかと批判されています。この法案を先取りして、全国の68の自治体で生活困窮者の就労や自立支援を行うモデル事業が実施され、習志野市長が「この事業によって安易に生活保護を受給する方を水際でとめる」と発言していることが紹介されました。

また、2002年に施行されたホームレス特別支援法も各地で生活保護受給の前提とされています。同事業をしないまま保護の申請は却下するという運用がまかり通っているとの報道に、田村厚生労働大臣は、「保護をしなければいけない方をこっ

ちの事業でというのは趣旨に反する」と、こう答弁しています。

そこで伺います。

県内でもこの生活困窮者の就労や自立支援を行うモデル事業を実施している自治体があるとされています。那須塩原市は、この事業にどう対応していますか、聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） この生活困窮者自立支援法につきましては、参議院で議決され、本日、衆議院で議決するというような予定までは聞いておりますが、ちょっと報道は見ておりません。施行日は、平成27年4月1日というふうに情報が入っておりますので、私どもといたしましては、この平成27年4月1日の施行に間に合うように、整備を整えていくというふうな考えでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。今の答弁で、那須塩原市は試行的に実施はしていないと、68の自治体に含まれていないという理解でよろしいですね。はい、わかりました。

答弁がありましたので、どんな働き方でも、労働法規を適用する観点で働くことを応援する仕組みは必要です。しかし、生活困窮者自立支援法案が提起する中間的就労は、指定賃金などの労働法規が適用されないことが想定されています。福祉的就労と同じ矛盾を抱えることとなります。障害者が障害のない人と同じように社会で生きる権利があるという、国連の障害者権利条約の理念に照らしても、この2法案は問題だと思います。

先に進んでいきます。

のほうに入っていきます。全国での生活保護の申請時の調査書についてです。

先ほど答弁がありました。那須塩原市は、今回問題になった文章は使っていないというお話がありましたので、話を先に進めていきます。

議会で使われる文書と同じような取り扱いがされていると理解しました。12月3日、厚労省は、違法文書は訂正されたと報告しました。私が質問通告の誤認を招く文書ではなく、厚労省は違法文書としています。

先ほど部長が説明されたとおり、親族による扶養義務が生活保護の要件だとする違法な文書を使って申請を締め出している問題で、全国1,263の福祉事務所のうち、436カ所、34.5%で違法な文書が使われていたことが2日に明らかになりました。

田村憲久厚労相は、全国の自治体に緊急是正を求める厚労省の事務連絡を行い、実態調査を表明していました。民間会社が生活保護管理用システムの基本仕様で違法文書が使われていたのが、原因究明も含めると、北日本コンピューターサービスという会社だそうですが、関与した違法文書が384件、違法文書の95%がこの会社のものと、こう報道されています。

この中の に入っていきます。国からの是正の連絡の有無については、先ほどありましたので、さらに先に進んでいきます。

先ほどの答弁で、那須塩原市の場合は、この民間会社の文書は使っておらず、違法な文書も使っていないということは何よりです。

ここで確認の意味で質問いたします。親族、身内の扶養要請が全部断られたとしても、生活保護受給はできると理解していますが、これでいいですね。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 先ほどからご答弁

をさせていただいていますとおり、申請があった場合、その方の親族等をその方のお許しをいただいで調べさせていただいて、扶養が見込める方については、文書または口頭等でご相談を申し上げます。そのような中で、やはりどなたもその方を扶養できないというような事例は、決して少なからずございます。そういった場合でも、本人の困窮状態、活用できる資産があるかないか。あるとすれば、それが早急に活用できるか、そういったことも細かく調べ上げて、その方の受給の可否について判断をさせていただいておりますので、先ほど議員からご質問がありました、親族はいるんだけれども、どなたも扶養できないというふうな場合にはどうなのかという場合には、申請に至っているケースも少なからずございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 確認ができました。ここで確認ができましたので、これ以降、に該当する質問はなくなりましたので、再質問はありません。生活保護問題に関しては、正確で丁寧な対応を求めて、この項での質問を終わります。

続いて、2に入ります。シイタケ農家への支援です。

福島原発事故の被害を受けたシイタケ農家が県内でも出荷制限から解除に向かいつつある中、支援について考えを求めるものです。

出荷再開に向けた菌種や原木の確保などの支援は十分に行われていますか。

です。廃業する農家が報道されていますが、その把握と対策はどのように行われていますか。

以上、2点について答弁を求めます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 高久好一議員のシイタケ農家への支援については、私から答弁を申し上げます。

初めに、出荷再開に向けた菌種や原木の確保などの支援は十分に行われているかについてお答えいたします。

出荷制限解除のための取り組みとしては、放射性物質の影響を低減させるために、栃木県が平成25年7月22日に策定した、施設栽培の原木生しいたけ生産工程管理基準に基づき、県内の原木シイタケ生産者に対し、過日説明会を行いました。現在、市内では、この管理基準に基づき、5軒の生産者が出荷制限解除に向けて取り組んでおります。

また、支援内容につきましては、まず安全な原木を確保するため、栃木県森林組合連合会が事業主体となって国庫補助事業を導入し、県内全体で各生産者のほぼ希望どおりの数量である、75万本を確保する予定であると伺っております。

このうち、本市の7軒の生産者もほぼ希望どおりの約9,000本を確保できる見通しであるとも伺っております。このほか、菌種の購入については、別メニューの補助事業を導入することにより、受益者負担が軽減される見込みであります。

の廃業する農家が報道されているが、その把握と対策はどうなっているのかについてもお答えいたします。

市内の平成24年度のシイタケ生産量については、県の特用林産物関係統計によると約44 tで、前年と比べて半減しておりますが、そのほとんどは菌床栽培の生産者8軒によるものであり、原木生産者のものは出荷制限前に出荷された一部の量しかカウントされなかったため、ごくわずかな量にとどまっております。原木シイタケ栽培の生産者については、平成24年は62件でありましたが、現在は出荷をしておりません。

このような中、本市の生産者に対する支援策としては、東京電力に対する農畜産物の損害賠償やシイタケ原木の仮保管費用などにかかわる相談業務や請求の事務手続の支援を行っております。

本市としては、生産工程管理に基づく取り組みを推進し、早期の出荷制限解除に向け、県と連携して栽培に関する説明会や情報の収集及び提供を適宜行ってまいりますとともに、集出荷にかかわる管理の指導徹底などを行ってまいります。

第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 市長のほうから答弁がありました。放射能対策、県からの説明を受けてということですが、菌種や原木の確保は、ほぼ確保される見込みというお話でございました。

から順次、再質問していきます。

県内の原木シイタケ栽培は、現在、露地栽培では21市町、施設栽培で9市町が出荷制限されており、露地栽培の原木シイタケは被害が甚大です。一日も早く出荷制限を解除してほしいと要望しています。

生産過程では、ほだ木を洗浄するなど手間がかかりますが、矢板の1農家が条件をクリアし、8月末には県は林野庁に出荷制限解除の申請書を提出し、国と事前協議に入ったと聞いています。現在、林野庁が食の安全により重点を置く厚労省と協議中です。厚労省との協議が調えば、次は原子力対策本部等の関係省庁との協議に移ります。その後、県の正式申請となり、出荷制限が解除される見込みです。ただ、解除の時期についてはまだ未定と、そう報道されています。

そこで伺っていきます。

シイタケ農家にとって、出荷制限解除に向けたニュースは希望の光です。その後の進展に関する情報が入っていましたら、聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） その後の進展の状況ということでございますけれども、ただいま、矢板の栽培農家の例をご説明いただいたわけでございますけれども、私どもにとりましては、菌床栽培をされている農家ということで、先ほど市長のほうから申し上げましたけれども、原木の栽培農家につきましては、現在、生産管理工程に向けた調整などを行いながら、出荷再開に向けた、そういった調整が今、始まったところでございますし、これからも出荷に向けた取り組みが円滑にできるように、支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。そのとおりだと思っておりますが、なかなかその先が聞きたいというところなんです、そういう状態だということでありませう。

に入っていきます。

シイタケの問題、国会や栃木県議会でも動きがありました。10月1日、特定テーマ林産物栃木ブランド戦略に関し、出荷制限が続く原木シイタケの生産農家が県議会に招かれ、東京電力からの補償が全額行われていないと窮状を訴えました。原発事故に伴う東京電力からの支払われた補償が満額ではなくて、多い農家でも現在約3割にとどまり、生産の継続がなかなかできないと、経済的な苦しさも強調しています。

報道されている県の放射性物質の検査では、原木シイタケ施設栽培で足利では不検出、高根沢で36Bg、1kg当たりです。小山では22Bg、那須塩原に来るとシイタケは出てきません。出てくるのは菌床ナメコ5.4Bg、ワサビ根・葉について不検出、こういう状況です。

東京市場では、生シイタケ主力産地は秋田、岩手、菌床100gで130円から100円、ここでも原木物が少ないことも堅調の一因とされています。主力産地栃木県を探すと、シイタケでは出てきません。シュンギクが千葉、栃木、群馬100g100円から80円、各産地とも量がふえている。関連商材のハウレンソウも増加傾向で、引き合いは弱まると報道されています。12月1日の東京市場での報道です。

多くの市民が原木栽培の肉厚で香り豊かなシイタケを食べられるには、解決されなければならない多くの課題がまだあります。

そこで伺います。

自然豊かな那須塩原市で危惧されるのは、シイタケ農家が生産を断念し、林産物の再生産サイクルの技術を継承できなくなる事態です。何としても避けなければなりません。市の対策と考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいまシイタケの再生産の技術などが低下するということでございますけれども、生産が今、出荷制限がかかっておりますので、栽培等のそういった生産技術、原木の農家につきましては、今、そのままの停止の状態ということになってございますけれども、県のほうで定めております生産工程管理マニュアルというのがございます。そういったものに基づいて、その中では原木生しいたけ生産工程管理基準、そういったものに基づいて原木の栽培について指導等を行って、農家の再生産に向けた対策を今、講じてきておりますけれども、本市におきましても、今、農家の方が持っておられます技術力、あるいはその知識・経験、そういったものを継承させていくことが必要であるという認識に立ってご

ございますので、今後とも県と連携をさせていただきながら、各農家への指導も行ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。そのとおりだと思います。原木生シイタケの対策を県と連携していくというお話でございました。一日も早く原木シイタケの出荷が再開されるよう、対策を強めていただくよう求めて、この項の質問を終わります。

3の国保行政についてです。

市民が高くて払い切れない国民健康保険料、消費税など家計に厳しさが増す中、多くの自治体が住民の負担軽減に対策を強めています。当市の対策と考えを求めるものです。

厳しい国保財政を支える国庫負担を増額し、もとの戻すよう求める国への要請は、どのように行われていますか。

です。県で2番目に多い保険証の取り上げは、もうやめるべきだと思いますが、市の考えを求めます。

です。市民の保険料は県内中位だが、市民1人当たりの医療費は県内で2番目に少ない。市はどのように分析していますか。

です。市民の意識向上と職員の努力によって収納率が改善し、県内有数の財政調整基金を持つようになりました。豊かな基金を使って、県内初となる2度目の保険料の引き下げを行い、市民に還元すべきと思うが、市の考えを求めるものです。

以上、4点について答弁を求めます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 国保行政について

ご質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、の厳しい国保財政を支える国庫負担を増額し、もとの戻すよう求める国への要請は、どのように行われているかについてですが、全国知事会、都道府県国保連合会、全国市長会等が主催し、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して開催される国保制度改善強化全国大会に参加し、国庫負担の引き上げ等、国保制度の財政基盤の一層の強化を図る要望を全国の国保関係者とともに挙げるなどの活動を行っており、引き続き、栃木県、栃木県国民健康保険団体連合会と連携し、要望してまいります。

次に、の県で2番目に多い保険証の取り上げは、もうやめるべきと思うが、市の考えを求めるとしてお答えをいたします。

保険証の交付につきましては、市国民健康保険税滞納者対策実施要綱及び国民健康保険証交付判定基準によりまして、滞納期間や納付状況等を判断した上で、短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付しております。

なお、これら短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付する際には、対象となる方々と事前に納税相談を行い、世帯員を含め年齢、収入、預貯金、資産の確認や生活実態の把握を行いまして、総合的に判断した上で交付しております。

また、通常の納税相談に加え、休日納税相談やトワイライトサービスなど、機会あるごとにきめ細かに納税相談を行っております。

税負担の公平性を確保する上でも、今後も現行のとおりに対応をしていきたいと考えております。

次に、の市民の保険料は県内中位だが、市民1人当たりの医療費は県内で2番目に少ない。市はどのように分析しているか、の市民の意識の向上と職員の努力によって収納率が改善し、県内

有数の財政調整基金を持つようになった。豊かな基金を使って、県内初めてとなる2度目の保険料の引き下げを行い、市民に還元すべきと思うが、市の考えを求めるにつきましては、関連がありませんので、一括してお答えをさせていただきます。

国民健康保険料の引き下げにつきましては、12月4日の山本はるひ議員の一般質問にお答えいたしましたとおり、歳出に対して適正な歳入となる税負担を実施するため、税率等の見直しを行う作業を進めております。

また、市民の保険料は県内中位だが、市民1人当たりの医療費は県内で2番目に少ないとのご指摘ですが、今回の税率等の見直しにおいて、医療費負担に見合った税負担も考慮していかなければならないものと考えておりました、見直しを行う要因の一つでございます。

なお、基金を使って保険料の引き下げを行い、市民に還元すべきとのご意見につきましては、市国民健康保険財政調整基金条例第6条に、「基金は、保険給付又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する支援金若しくは介護保険法に規定する納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源及び保健事業に要する費用の財源に充てるときに限り、処分することができる。」と規定していることから、税の引き下げに基金を充てることはできないことになっております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。1番から順次、再質問を行っていきます。

国への要請というところは、これでいいんだと思います。厚生省への要望・要請には、高過ぎる国民健康保険料を軽減し、国保財政を健全化するため、国庫負担率を現在の25%から1984年当時の

50%に戻し、制度の拡充などを要請すべきです。市町村国保の財政困難の最大の要因と、私たちはこれを分析しています。

そういう中で、年収約200万円の家庭で国保料が約35万円になるなど、市民の健康と医療を守るべき国民健康保険が逆に生活を脅かしており、国の支えがないと市町村国保は成り立たない現状に、声を大にして訴える必要があります。国の担当者は、低所得者への軽減措置の拡充などで対応すると答えています。国のほうとしては、こう答えるしかないというように私は受けとめています。

そこで、今までのほかの人の質問にも出てきましたが、国が提案している国民健康保険を介護保険や後期高齢者医療制度のように、広域化することが話題になっています。市町村の独自の努力が生かされなくなるだけでなく、国保医療を負担した分だけしか使えない、深刻な保険主義に陥らせる道だと、こう私は理解しております。

そこで、国保広域化について、市はどのように捉えていますか。介護保険や後期高齢者医療と同じようなかかわり方がよいと考えていますか、教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 広域化につきましても、山本はるひ議員にお答えをしてございます。現時点では、確定した情報が市には届いておりませんので、あくまでも広域化というふうなものが進むに当たっては、市としてしっかりと意見を述べて、その統合というところに対処していきたいというのが現在の考えでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） ぜひ、しっかりと那須塩原市の国保財政の状況のもとに意見を述べて、対

応していただきたいと思います。

それでは、のほうに入っていきます。

保険証の取り上げの問題です。もうやめるべきですというのが私の意見です。

収納率は89.48%、滞納繰り越しを含めると63.50%と課題はあるが、毎年改善されてきています。県内市や町の国保財政は、今、半数が赤字です。全国の3分の1の自治体は、資格証の発行は結果として病状の悪化を招き、納税意欲を低下させ、よいことは何もないと、そういう判断のもとにやめています。昨年、県内でも芳賀町、上三川町、那珂川町の3自治体も資格証の発行はしませんでした。その中で那須塩原市の資格証の発行ほど多い保険証の取り上げは行っていません。

そこで、先ほどの答弁がありました、伺っていきます。

資格証の発行が全国で2番目に多い栃木県、県内市町の資格証発行平均が3.82%です。これと比較して、那須塩原市の発行率6.18%、約1.62倍で、県内第2位が4年連続という状況をどのように捉えているのか、聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 資格者証の発行、それから短期証の発行につきましては、第1回目の答弁で申し上げましたとおり、税負担の公平性を確保する上では、今後も現行どおり対応していきたいという考えでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。先ほどの答弁と変わらない、それは当然かと思えます。

しかし、なぜ那須塩原市がこのような財政状況の中で特別に県の中で高い。6%、7%台というのは、栃木県で日光市しかありません。ほかは、

こういう数字は出てきません。こういう高い率で資格証を発行する、保険証の取り上げをする、こういう理由が私には理解できません。

市民には、不況と厳しい雇用状況の中、市の国保税の引き下げを2年前、栃木県で初めて行ったものの、まだ高く払い切れないという状況が続いています。市は、収納率の向上を初めとする財源の確保、医療費の適正化の推進など、歳出の削減にも努めるとしています。2013年6月の資料によれば、収納率は先ほど言いました89.48%、県内でも14位となりました。那須塩原市が合併した当時、那須塩原市は県内最下位を5年連続で続けました。そういう中で保険料は、全国で19番目に高い保険料でした。

そういう中で、全国の資格証明書発行が4年連続でワーストワンの栃木県です。市の資格証の発行1,233世帯、発行率6.18%、県内第2位。短期証発行が1,425世帯、発行率7.14%で県内第2位。滞納者への厳しい制裁は続いています。

さらに聞いていきます。ここは市長に聞きたいと思います。

12月議会に向けて、大田原市、日光市、宇都宮市が国保料をそれぞれ変えることが報道されています。大胆な対応がなければ、那須塩原市は保険証の取り上げ栃木県1位となり、住民に冷たい市の1位の座が待っていると私は危惧しています。人口の減らない市、住民に選ばれる市を目指すと言いながら、全く逆の対応をしているのではないかと思うからです。阿久津市政の3年目の市政に、国保財政はどのような改革を目指すのか、対策と考えを求めます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 多くは先日の一般質問でお答えしたとおりでございますが、引き下げを主

流に今、この改革案をこれから協議・決定をして発表していくと、こういう段取りになりますので、新年度予算の前には、改めてどのぐらいの値下げで、どういうシミュレーションになってくるかと、こういうことも含めてお示しできると考えています。

私もどうして大田原とか、何で今、議会に提案して、もうやってしまうのかと、これは来年の話をちょっと前倒してやっているんですね。だから、どちらが正常なのか私にもわかりません。ただ、一般的には、今詰めて、来年度予算できちんと対応するというのが、正常とかという言葉は当たらないかもしれませんが、那須塩原市の現在の対応については、間違っただけは踏んでいないと、こう考えております。

なお、私、実数はよく把握していませんが、これらについて、取り上げる事例が栃木県で一番ひどくなるよと、こういうご質問だったと思いますが、その点についてもよく細かいことで、申しわけないんですけども、きちんと把握しておりませんので、改定に合わせてよく理解をさせていただきたい、勉強したいと思っています。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 市長から答弁がありました。間違っただけは踏んでいないと、引き下げの方向は私も歓迎するところです。

国保証の取り上げは、もうやめましょう。さいたま市は5年前から取り上げをやめています。収納率が改善されています。群馬県は子ども医療中学3年生まで完全無料化です。医療費は下がっています。住民の暮らしと健康を応援する施策が、結果的に医療費を引き下げています。市町村のできることは限定されていますが、那須塩原市の独自の努力は、まだかなりの余力があると私は見えています。国保財政は、後期高齢者医療のほうに

優良の納入者が移り、構造改革による雇用破壊の中で、受け皿とする国保が生活困窮者を抱え込む厳しい財政運営になっている中、市民は国保の保険料が高くて払い切れず、滞納せざるを得ない悪循環が続いています。

対策の効果は出てきているとしていますが、制裁的な保険証の取り上げや差し押さえではなくて、先ほど部長の答弁にもありました、土日の休日納税相談というような丁寧な対応で、最終的に納めてもらうことを目指すべきです。

部長の答弁は、と が一緒に答弁されました。こちらもそういう方向でやっていきたいと思えます。市民の健康への努力や市が見積もったほど医療費が実際にはかからなかった。そういう中で、2日前の質問で、国保運営協議会では引き下げの方向を諮問しているという答弁がありました。額の具体的なことはまだ言えないとしましたが、健康に頑張った市民へ市からのご褒美があるのが当然だと思います。

そこで、さらに進んでいきたいと思えます。

財政調整基金の話では、部長のほうから、目的が違うので財政調整基金は保険料の引き下げには使えないというお話がありました。市は、合併時に行った保険料の値上げによって蓄えられた財政調整基金は、収納率の向上と市民の健康への努力によってさらに積み上げられ、約22億円に達しました。県外に目を向ければ、市民の生活状況に寄り添い、北海道旭川市の2万円を越す引き下げや、那須塩原市の姉妹市の新座市のように、2年連続で計1万6,000円の国保税の引き下げを行っている自治体もあります。県内でも、新年度に向け、市長の答弁にもありました、大田原市の1世帯平均1万1,000円の引き下げ、さらに日光市での対応もあります。こうした中で、宇都宮は5,400円の引き下げを行いました。

しかし、こうした状況を見ていきますと、現在的那須塩原市、先日の答弁の中で所得割、均等割、平等割の引き下げを示しました。今回は資産割はそのままという方向で実施するとされています。私は、このやり方を評価するものです。私が今まで提案してきた、払いやすく、低所得者に向けた対応と言えると思います。市民1人当たりの保険料が私の試算では10万875円が約3,500円ほど安くなる、こういう計算をしてみました。

那須塩原市の財政調整基金のあり方から見れば、収納率の改善状況、市民の医療費、こういうところを分析し勘案するならば、那須塩原市は7,000円から1万円の引き下げが可能と私は見えています。私の国保財政の見方も問われます。しかし、今回の引き下げ額、もっと大胆に行ってもよいのではないかと、私はそういう計算をしています。今回の引き下げの額の根拠、もう一度丁寧な説明をお願いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 引き下げの根拠につきましては、平成23、24、25年の実績をもとに、26、27、28、3カ年の歳出、歳入の試算を行いまして、それをもとに計算をしております。その中で、やはり医療費が県内で下から2番目というような水準であると、当然歳出側で年度を比較すれば、毎年4%近くの増にはなっております。実際に税収については、少しずつ減っているというような状況ではあるんですけども、その中で実際に今回の税率の見直しの中に当たっては、減税の効果ができれば広く全ての世帯に及ぶような減税の仕方をしたいというふうなことで、その平等割、均等割を下げたと。また、所得割については、県平均にある程度近づけるというふうな形で、0.2%下げたというふうな形での諮問を行ってお

りまして、おおむね世帯の割合の中では95%ぐらいが減税の対象になると。ただ、課税限度額を上げておりますので、5%程度の方、ある程度所得のある方については若干の引き上げというふうになるというふうな試算になってございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。

引き下げの方向、先ほども言いましたように、私はこの方向でいいと思っています。ただ、私が言っているのは額が少ないと。那須塩原市、もっと大胆な引き下げを行ってもよいのではないかとというのが私の意見です。

財政調整基金の話します。

那須塩原市が抱え込む約22億円の財政調整基金、栃木県の場合、先ほど半数の自治体が赤字と、こう申し上げました。そういう中で、人口80万という埼玉県にさいたま市というのがあります。この財政調整基金よりも那須塩原市の財政基金のほうが多いと、いかに多いかということが比較しやすいと思います。人口40万の宇都宮市は赤字です。それで今回の値上げとなりました。それでも、まだ那須塩原市よりは、値上げしても安いという状況です。

この国民健康保険税の保険料、全国的には都会に近づけば近づくほど安い。例外は沖縄県の特別な値段です。それ以外はそういう傾向です。ごみの袋と同じように、東京23区はごみの袋がいまだに無料です。上げやすいところから上げているという状況もあります。下げるんですから、文句はありません。大いに評価したいと思います。

現状から、大胆に那須塩原市は、健康のために努力する市民に対し、納めた税金を市民のために還元するよう求めるものです。

今回の質問は、生活保護、シイタケ農家への支

援、国保行政について質問しました。市民に選ばれる市になれるよう求め、私の質問を終わります。
議長（中村芳隆君） 以上で、11番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時12分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木伸彦君

議長（中村芳隆君） 次に、6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） では、議席番号6番、志絆の会、鈴木伸彦でございます。

市政一般質問通告書に基づき、質問をさせていただきます。

1番、那須塩原市のマーケティングとブランディング戦略について。

少子高齢化及び人口減少は、どの自治体も直面している重要な課題であります。その対策の一つとして、市民の満足度を高めるとともに、他地域からも移り住みたいと思えるような取り組みをし、それらを市の内外に発信することが必要であると考えます。人々から選ばれるまちづくり実現のため、本市の価値を高め、創造する観点からお伺いいたします。

企業に用いられているマーケティングの手法を本市に当てはめた場合、市民や他地域の住民を顧客と捉えた上で、どのような分析し、考えることができるか。

市のブランディングをどのように考えているか。よろしくをお願いします。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君の質問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 1の那須塩原市のマーケティングとブランディング戦略について、初めに、企業に用いられているマーケティングの手法をどのように分析し、生かしていくことができるのかとのご質問にお答えします。

マーケティングとは、顧客が真に求める商品やサービスをつくり、その情報を届け、顧客がその商品を効果的に得られるようにする活動と捉えられています。

それを市に当てはめた場合、市民の満足度を高めるとともに、定住促進を図っていく施策を効果的に展開していくこと、ということになるかと思えます。

マーケティングでは、市場の調査・分析が重要であることから、現在策定中の定住促進計画において、ニーズ調査等を行ったところであります。

次に、市のブランディングをどのように考えているかについてお答えします。

ブランディングとは、ブランド化されていないものをブランド化へと育て上げること、ブランド構成要素を強化し、活性・維持管理していくことと捉えられております。

市においても、他自治体との差別化を図り、持続可能な行政運営を実現していくためにも必要なことであると思っております。

そうしたことから、定住促進に向けた取り組みや観光戦略においては、那須塩原市の強みを前面に出した差別化、ターゲットの絞り込み、住んでいただける方のニーズへの対応等を念頭に、施策展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

きょうに至るまでこの議会の質問の中で、先ほどは玉野議員から、いかに定住圏促進が大事かというあたりのお話から、それ以前、馬場のブランド化、観光のブランド化のようなお話が、またここでは、マーケティングについて市長から細かい、きちんとしたご説明をいただいております。それを聞いて、今までとまた違った形でこの市のブランド化の話ができるのではないかと、ここに立っております。

人口が減少していくということは、市の今後の福祉、それから財政においても、非常に市の大きな問題となるわけであります。また、活性化という意味では、ちょっと離れた話をしますけれども、アメリカが史上最高の株高の状況、あれはQ E 3による影響もあるかもしれませんが、アメリカも人口がふえている、そういった影響もあると思います。日本も今、団塊の世代の人たちが65歳において、その人たちが40代のころは日本がまさにバブルだった。その人たちが自分の親を介護したりお世話している時代から、今、自分たちがそういう世代に変わっていく、この人口ピラミッドの形は変わらない。その人たちが医療とかそういったものによって長生きしていくことによって、人口減は、急速ではなく緩やかな感じはしますけれども、平均寿命を超えたあたりから急激に減って、若い人たちがいなくなると、急速に人口がまた減っていく社会になるんだろうというところを見据えて、私は15年、20年、または30年先の那須塩原市を考えて、やはり同じように、この人口減少をどうやって食い止めていくかが大切だと、これはもう市長がずっと言われているとおりで、そういう観点から、実は1番から4番まで、一貫してそう

いう姿勢で私は質問させていただいております。

では、この那須塩原市にとって、外から来ていただく、または定住化を促進していくという意味で、どういったものがブランド化として考えられるかをお願いしたい。

ただし、産業観光とか福祉とかではなくて、この考え方は、市を選んで住んでもらいたいという観点からですので、総合的な意味でこの市の強みとか、そういったものはどんなものがあるかを挙げていただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 総合的に見た場合の市の強みということでございますけれども、本市の強みとしては、まず、交通のアクセスの良好性というのがイの一番に挙げられるだろうというふうに思っております。

また、自然災害が少ない、また自然が豊かな地域であるということも言えるかと思います。

また、ロイヤリティという言葉に代表されるようなことが考えられるというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） この那須塩原市がさらに人口減を食い止めながら発展していくことを想定したときに、どういう人たちにこの地域に来ていただくのがいいか、その辺のあたり、もしお考えがあれば。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） どういう人たちに来ていただくかということでございますけれども、人口減少にあって、とりわけ生産年齢人口の減少というのが、将来の持続可能な行政運営にとって非常に問題だろうというふうに認識しております。

そういったことから、若い子育て中の世代の方々に来ていただけるようなことを考えていきたいというふうに思っています。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 今、若い子育て世代の方に来ていただくのが一番効果的ではないかというお答えをいただきました。私もそのように思っております。

特に、若い子育て世代、言葉でダブル・エンプロイド・ウィズ・キッズ、こういう言い方で共働き世代、子育て世代をターゲットにしたらいいんではないかというふうに考えます。そういう人たちをイメージして、市が今後、今の話は今ぼつと出た話だと思うんですが、そういったイメージのほかにはお持ちでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） この人口減少の中で、大事なことがもう一つあります。というのは、ご存じかもしれませんが、今、高度成長期につくられた全国の箱物、これをどう縮小していくかというのが、もうすぐくそういう時代に突入していて、一面ではいわゆる箱物大後悔時代、この箱物を今後どう扱っていくか。減らない、こういうことが行政のとても表舞台にぱつと出てきております。

特に、そういうものに対する対策といえますか、こういうものの早いところを見ても、アセットマネジメントという、余り片仮名は得意ではありませんが、こういうもので代表的な市として、さいたま市。先ほど80万人と言いましたけれども、多分120万人以上、さいたま市の副市長はこの市の出身でありまして、こういうとても発展途上の中であっても、どう詰めていくかということのブロなんですね。こういうようなことも、次の時代に何が起こってくるかをとてもやっているところ

があるんですけども、これは財政の余裕のあるところからスタートしているんです。だから、こういうものは、先取りの最先端、これとあわせて今、新しい時代にどういう年代層を呼び込むかというお話もございましたが、やはりそういう時代に、あつという間に誰も知らない間に突入していたと。

こういうことで、決して当市にとっても、ただふやすことだけではなくて、こういう皆さんに住んでいただける お昼のときにちょっと教育長と打ち合わせをさせていただきました。この点については、後で教育行政があるそうですが、人口問題等について、随分このところ、全国大会に出るので市長表敬訪問すると来るんです。例えば三島の駅伝男子中学校、拓陽の。だけれども、よそはそれが新聞に大きく、ここはとうつと来ているもので余りニュースにならない。何でこういう現象が起こっているのかということ、やはり生徒の数の多いまちなんですね。近隣と比較しても、生徒の数が多いいというのは、やはりきちんと親がいて、子どもがいて、そういう家庭が非常に多いと。それでも人口は減少に向かうと、こういうことがありますので、ぜひ今、企画部長から答弁させていただいた両親と子どもがいる世帯、こういうものを中心にターゲットを当てて、来ていただけるような市を、だけれども、これも急に起こってきたんです、ここ何年かで。だけれども、これは、本音を言うと、余りしゃべりたくない。じゃ、阿久津市長は人口を減らさないと言っているけれども、減ったらやめるのかということになるんです、減ったらやめるのかと。だから、本当にこれは、市長としては強迫観念を持ってしゃべっているんです。それでも減らしたくないと、こういうことを通して、必死の思いでさまざまな、議員の皆さんから唐突だろうと言われることがあっても、5年

先、10年先に必ずいいと、こう思われるものについては、いわゆる後の時代に備えると、こういう意味で、できればまたこういうことと行政の効率化ということで、アセットマネジメントシステム、全国のとても屈指の市がもう既にここに取っかかっているんですね。資料を見ると。そういうこととあわせながら頑張らせていただければと思っています。

とても強迫観念を持ってお話をしております。
議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 市長、丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございます。

子育て世代に選ばれるまちになるための方針というのがちょっと資料にありまして、1つ目は、先ほどおっしゃったとおり、財政健全化の実現、効率的・効果的な経営体に変える必要があると。市の財政状況が悪くては、手厚い市民サービスを受けている人を誘導することはできないということです。

それから、2つ目、良質な環境の整備。景観、それから住宅地など、子育てしやすいまちづくりの環境、住宅などをそのように変え、那須塩原市は何とも言えませんが、住宅の整備をしてあげるというようなところがあります。

それから、3つ目は、子育て環境の充実。認可保育園の新設・増設、待機児童などを減らす、ここはやっていると思います。そういう路線、しっかり合っていると私は評価しております。

また、先ほど名前は言いませんけれども、議員の子育て世代で共稼ぎのところに支援をという話がありましたけれども、そういった子どもたちの学童保育とか、そういったものも手厚くすることによって、その世代の人たちがここで子どもを育てやすい環境になるのではないかなと思います。

マーケティングということですので、市が独自

ですぐいい施策をやっているだけでは、なかなか広がりにくいということで、この質問の中では民間の手法ということですから、プロモーションというあたりが出ると思うんですが、ここで質問するとどんなふうに考えられるか、もし答えられればお聞かせいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） プロモーションにつきまして、昨日、副市長がプロモーションが一番最後だというような答弁をしておりましたけれども、今、定住促進の計画をつくっているところがございます、その計画ができ上がった後、どういふふうに実現していくかというのが問われるわけでございまして、そこで、そのプロモーションということが出てくるんだろうというふうに思っております。

来年できれば、相馬義一議員の質問にもお答えしましたけれども、シティープロモーションという観点から、組織的にも充実を図っていきたいというふうに考えてございます。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） プロモーションするのにも題材が必要なと思ひまして、先ほど相馬義一議員のときに答えられた、新幹線の定期券の補充というものもありましたけれども、あれは私は個人的にですけれども、おもしろいなというふうに思っております。数は少ないでしょうけれども、あちらから来る人ですから収入も多いでしょうし、やはりここに住んでもらいたいという、市民にもいろいろいますが、やはり収入の高い人とか、やはり能力のある人を那須塩原市に呼ぶというのも市の発展につながる。ですから、予算をどれだけ使うかわかりませんが、効果はあると私も考えております。

そういったこともあるでしょうし、マーケティングですから、セグメンテーション、それからターゲットング、差別化と強み、ベネフィットという言葉が出てくると思います。そして、私も専門家ではないので、ちょっと泥縄式みたいなところがあるんですけども、そういった経済用語の中で出てくるものを一つ一つ、行政というのは余りそういうところにかかわっていなかったと思うんですが、この項の質問というのは、そういった行政のマネジメントという考え方を使得、そういったところを各課ばらばらではなくて、どこか一つに集約をするということではできないかというのが今回の質問であります。そういった窓口で今のようなマーケティングという政策を今後、考えていこうというような私の提案なんです。お考えはあるでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） マーケティングという視点から統一した取り組みをということでございますけれども、今回、先ほどから何度か申し上げます定住促進計画を今、策定しています。これは、各部門にわたる施策を一括してまとめた、ワンパッケージにした計画でございまして、それを推進していくという中で、ひとつそのシティープロモーションを担う組織ということで、一括して取り組んでいくような形もとっていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 市長。

市長（阿久津憲二君） 今、ご提案を受けた内容なんです。もう既に取り組んでおります。というのは、各部横断で何名でしたか出していただいて、各部2名の若手の職員がプロジェクトYを立ち上げて、もう第1段階のまどめに入っている時期で、それはやはり多くは定住促進と、こういう

もので、各部が何を何をやったらそこに結びつかというのを今、徹底して洗い出して、プロジェクトを形成して進めているということですから、今の提案は、ちょっと広義に解釈していただければ、もうやっていますと、こういうことではないかと思えます。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 多分そのようなことだろうと、ばらばらだけれども、企画部長あたりのお話を伺ったときに、ぴったりではないけれども、言葉ではないけれども、もうそういう観念は持っているなというふうに感じていましたので、それを煮詰めた形でこれから進めていただければと思います。

また、今、ちょっとこの項の最後に、高齢者の住んでよかったという意味では、これから団塊の世代の人たちが確実に15年ぐらいいは平均寿命を超えていきますので、そういう人たちがやはり住んでよかったという意味でどういうふうに進むか、そういったところも、その中で考えていただきたいなというふうに思います。はい、ありがとうございます。

では、続きまして、2番の教育行政に移りたいと思います。

先ほど結果が公表された、全国的に子どもたちの学力状況を把握する「全国学力・学習状況調査」についてお伺いいたします。

調査結果について、本市の状況を伺います。

今後の方向性について、結果を受けての対策や目標値等の設定など、具体的な施策はあるかについてお伺いいたします。

学校単位での成績を公表することについて、市のお考えは。

市内の児童生徒の学力向上のため、大学進学を前提とした中高一貫教育などを含めた取り組み

に対する考えはあるかについてお尋ねいたします。
議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、教育行政につきまして、4項目ほどご質問がございましたので、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1番目、本市の状況についてでございますが、全国学力・学習状況調査というものは、大きく学力調査と学習状況調査に分けられますけれども、学力調査の結果につきましては、全体的には、小学校、中学校ともに全国平均とほぼ同程度というふうに考えられます。

ちなみに、この学力調査ですが、国語、算数、中学校では数学、2教科でA問題とB問題に分けて問題が出題されます。A問題というものは、主として知識に関する問題でございます、基礎的・基本的な知識・技能にかかわる問題であります。一方、B問題と言われるものは、主として活用に関する問題で、思考力・判断力・表現力等にかかわる問題であります。

小学校につきましては、算数Aの正答率は全国平均を上回りましたけれども、国語A、国語B、算数Bの正答率は、全国平均を下回った状態にあります。

また、中学校におきましては、国語A、数学A、数学Bにつきましては、この正答率は全国平均を上回りましたけれども、国語Bにつきましては、正答率が全国平均を下回ったというような結果にあります。

次に、学習状況調査ということでありますけれども、この結果につきましては、調査項目は小学校、中学校それぞれ83の問いがございます。全国平均と比較しまして、特徴的なものを捉えられる項目を挙げてみますと、本市の児童生徒は、早

寝・早起きができていたり、きちんと朝食をとっていたりする子どもがほとんどでありまして、基本的な生活習慣が身につけていると、こういう結果が出ていると捉えられます。

また、家庭で1時間以上学習する児童生徒の割合が、小中学生ともに全国平均を上回っております。一方、3ないし4時間以上学習する児童生徒の割合は、全国平均を下回っていると、このよなところも特徴として見られるかなと、こう思っております。

2番目の今後の具体的な施策についてでございますけれども、この全国学力・学習状況調査の結果から、本市の児童生徒につきましては、基礎的・基本的な知識・技能の定着はある程度進んでいるものの、活用に関する能力に課題があるのではないのかと、このように受けとめております。

そうした結果を受けまして、その課題解決に向けて、過日の校長会におきましては、次の3点を指示したところであります。

まず1点目ですが、各学校ごとの結果を詳細に分析し、今後の学力向上対策について検討すること。また、調査結果について市全体としての傾向はつかめるものの、具体的に学力向上を促すためには、それぞれ学校の実態が違いますので、各学校での詳細な分析が必要であるということであり、それぞれの結果を踏まえまして、その実態に応じた学力向上策を検討していただいているということでもあります。

2つ目は、授業のさらなる改善を行うことでございます。教師の授業力向上につきましては、過日もお話し申しましたように、本年度、既に年度当初から2つの事業を実施しているところであります。

1つは、職員研修についてですけれども、クラウド型研修ということでもあります。これは、各学

校が実施しております校内研修、現職教育と学校では呼んでおりますけれども、これを相互参加型、外から参加のできるという、そういうスタイルに変更し、市内の全ての教職員が本人の希望によって、他校の授業参観あるいは授業研究会に参加することを促すことによりまして、それぞれの学校の校内研修の活性化、あわせて教職員一人一人の指導力の向上を図ることをねらいとして始めたものでございます。

それからもう一つですが、授業力向上委員制度というものでございます。これは、高い専門性と実践的指導力を有し、優れた教育活動を実践している教員、これを「授業力向上委員」として任命しまして、その教員が行う師範授業、モデルの授業ですね、師範授業を公開したり、全教職員への授業づくりに関するアドバイスをしたりしているというものであります。その専門的な力量を活用し、高い指導技術を広く普及させていくことによりまして、市内の教職員の指導力の向上を図ることをねらって、現在実践をしているところでございます。

さらに、教育委員会としまして、今回の全国学力・学習状況調査の結果を受けまして、具体的な授業の改善のポイントを示したものの資料も配付しております。

3点目は、子どもたちの家庭学習の改善についてでございます。本市の児童生徒は、全国的に見れば家庭学習の習慣が定着しているというふうに言えますけれども、一人一人の子どもの実態に応じた家庭学習が必要であろうと、こう考えております。

本市におきましては、既に「なすしおばらっ子の家庭学習」というものを発行して、家庭学習の啓発を行っておりますので、今後も家庭と学校が協力をしながら、学力の向上に努めてまいりたい

と、このように思っております。

それから、お尋ねの調査に関して具体的な目標値等を設定することでございますけれども、これについては考えておりません。なぜかと申しますと、調査対象となる学習集団が毎年変わるわけにありますので、引き続き学力調査の平均正答率、これが全国平均を上回るということを目標に、今後とも学力向上に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、3番目のお尋ね、成績の公表についてでございますけれども、教育委員会が一律に学校ごとの調査結果を公表するということにつきましては、考えてございません。

最後の4番目の大学の進学を前提とした中高一貫教育等の取り組みについてのご質問でございますけれども、現在、本市におきましては、児童生徒の発達の段階に応じた学習指導と生活指導を意図的・計画的に進め、9年間を通した学びの連続性を確保し、確かな学力・体力の向上を図るための小中一貫教育、これを各中学校区ごとに試行してきております。お尋ねの大学進学を前提とする中高一貫教育という枠で考えますと、本市におきまして市立の高等学校の設置はありませんので、現在のところ考えはございません。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

まず、一括という考えで再質問させていただきます。

1番なんですけれども、本市の状況というのは、平均的だということですが、今後の数値目標についても同じような平均を目指すということなんですけれども、これは数字なので、全国ランキングというのがネットで見れば出ていますので、1位が秋田で2位が福井、最後は沖縄というふうに書いてあるのを私は見ました。栃木県は、ちょっと

資料を持っていないで覚えていないんですけれども、三十何番台かなという気がしました。

もし、差し支えなければ、栃木県の市町村ごとは、那須塩原市はどの辺の位置にあるのかはお答えいただけるでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 各市町村ごとの数値についての公表はばらばらでありますので、改めてそれを比較するというデータは持ち合わせておりません。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 公表しないということについて、メリット、デメリットがあるんじゃないかと思うんですが、私は、公表することによって、教育者側のプレッシャーというのではないですけども、そういう重圧感もあると思うんですが、それによって、いい意味でどう改善していくかという気持ちが高まるんじゃないかというふうに考えるので、平均的なことがいいのか、やはり秋田のように1番であったり、福井は2番で、その秋田の学力テストに対することだけではない、違う教科、英語とかほかのものも学習を進めながら、ああいう位置づけにいるということについては、教育長は、そういったことについてはどういうふうにお考えになられますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、学校別成績の公表に関しましては、今回ご存じのように、国のほうの方針が少し変わりまして、公表することも可能になってきたということは、報道等でご存じかと思えます。

先ほども申し上げましたように、毎年、この学力・学習状況調査の対象となっている学習集団が

単年度で変わっているということ、それから、各学校の規模、児童生徒の数も違うということ、そういうふうにはさまざま条件が均一ではないということを考えてときに、果たして平均正答率についての比較というのが、どのような意味を持つのかということ十分に考えることが大切なのではないのかなと、こう思っております。

国のほうでも、公表するに当たっては幾つかの留意事項等も今回上げておりますが、私たちとしましては、平均正答率等の状況を見ながら、当然のことながらそれだけではなくて、過日お話し申し上げましたように、たくさん領域がありますので、その領域の状況等も考えて、今年度その試験の対象となった学習集団の特性というんですか、傾向というものを見た上で、どういう部分について特に授業を展開していく中で力を入れていかなければならないか、あるいは時間をかけていかなければならないのか、そういったことに力を注ぐことが一番大切だろうというふうを考えておまして、出てきた結果は、私たちとすれば、それがスタートというふうな考え方でいくことが大切なのではないかなと、こんなふうに思っております。

また、全国学力・学習状況調査におきまして、平均正答率が高い県についてのお尋ねですけども、実は私も以前、福井県のほうにお邪魔しまして、なぜこういう状況が生まれるのかということにつきまして、福井県の教育委員会の担当の方といろいろお話をしたり、たくさんの資料をいただいていたりました。それなりにそれぞれの県が工夫をしているところもございます。そういう中で、福井県には福井県の環境がございます。例えば福井県のお話を聞きますと、驚くことに実は福井県は、全国一、共働き家庭が多い県なんですと。さらに、三世同居も一番進んでいますと。そういったところなんかも、ひょっとすると何らかの

環境の要因として挙げられるのかもしれませんが。ただ、それは、必ずしもきちんとした因果関係があるというわけではございませんが、そういうことも遠因にあるのではないのでしょうかというようにお話を担当の方からも伺ったりしておりまして、それぞれの地域の実情に応じて、その中でどういうところに力を注いでいく、時間をかけていくかということをそれぞれの学校ごとに、当然学校の実情も違いますので、その学習集団が一番合った、あるいは求められるもの、それに見合った日々の一時間一時間の授業を展開していくこと、これが一番大切なことではないのかなと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 何かをやるときに目標を立てて、それによって例えば甲子園を目指そうという、それなりの練習はしなければいけない。どこが悪いかを練習の中で見つめ直して鍛えていく。これは子どもたちのことを言っているのではなくて、先生方がやはり子どもたちのレベルを少しでも上げたいと思うなら、1番というのはいきなりはないと思いますけれども、今より少しでも上げたいと思うのであれば、やはり目標を持って、そのためには意外と低いところもあるでしょう、高いところもあるでしょう、その分析をまずしよう。それをどこまでやればどの程度上がるかというのは、ある程度、地域性や同じ子どもたちじゃないにしても、傾向があるだろうと思いますよね。だから、そういうところを分析することと、目標値を持つことは、子どもにやはり夢を持たせたり、目標を持たせたり、希望を持たせたりするのと教育するのと同じで、先生方も、やはりある程度、民間では当たり前だと思うんですけれども、目標値の中で逃げ腰にならないで、そういう観点から目標値を公表できないという部分はあるとは思

んですが、でも、いきなり1番を目指せとは言わないので、そういった意味で教育長はどのあたりを、本気でやるならどういうふうにやっていきたいのかというあたりを意気込みをお聞きしたいのと、そのためには、今言った施策が、私は正直、素人ですから、授業を受けているわけでもないので、具体的にどういう形かというのは、ちょっと先生でもないのわからないんですけども、やはりそういう意気込みのもとで校長先生とか、担任の先生方とかにもその考えが伝わる、そして、保護者であるお母さん、お父さん、それから家庭の教育時間とか、それからゲームをやらないとかテレビを見ないとか、その時間あたりも、要するに今まで1時間だったのは2時間勉強しようとか、そういうことを一つ一つやった結果、またこうなりました、それでまたPDCAじゃないですけども、プラン・ドゥー・チェック・アクションを繰り返しながら、那須塩原市は年々上がっていくというふうになっていただきたいと思っております。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 議員のお気持ちはよくわかります。ただ1つ、今回、学校ごとの成績の公表の解禁に当たっては、やはり全国各地からいろいろな声が聞こえてきておりまして、まず、以前にも全国学力テストをやったわけですが、そのときにやはり公表があって、学校の序列化が進んだり、あるいは点数を上げようとするための授業に偏ったりというようなことがあって、いつかそれがなくなったということもございます。

やはり同じように、余りに平均正答率を上げることにだけ絞っていくと、当然のことながら、例えば落ち込んでいる傾向の問題について特に取り上げて、トレーニングをするというようなことに

もなりかねないのではないのかなというふうに思います。それが決して悪いということではないんですけれども、ただ、子どもたちにとってやはりバランスのとれた、いわゆる将来、大人になったときにさまざまところで力を出していくための大きくりで言う基礎体力というんですか、学力も当然含まれますが、そういったものをしっかりと身につけさせていくというのが、やはり義務教育ではとても大事なことではないのかなというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、決して目標を持っていないわけではございませんで、とりあえず平均を超える、そういうことを目指してやろうということも私は1つ目標だと思っておりますし、改善によって 全国学力・学習状況調査は年度始めに行います。結果が来るのは夏休み以降になってしまうわけですが、年度末に市独自でも別な到達度調査というものでやっております、1年間の子どもたちの学習の伸びをぜひ見ていくと、どれだけ伸ばしたかという、そういうこともとても大切なことであろうというふうに思っております。

ですので、十分議員のおっしゃっていることもよく気持ちはわかっております。それを踏まえた上で、私としては、本市の子どもたちがしっかりと、さっきも申しましたように、大きくりの基礎体力をしっかりと持って将来に伸びていく、そう土台をしっかりとつくっていくこと、このことにもぜひ力を注いでいきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 義務教育課程と高校・大学とは少し教育の意味合いが違うかなと。人を育てる基本のところ、基礎力だけは上げたり、優秀な子は黙っていても伸びていくでしょうし、そう

じゃない子が落ちこぼれないように、その子どもも平均レベルの中に入れて押し上げてやるというのが義務教育の基本だと思いますので、下手な競争が全てではないと思っていますので、その辺は教育長と同じで、ただ、できれば、もうちょっと上げる意気込みを具体的な表現でいただければなと思って質問をさせていただきました。

また、これをちょっと調べたときに、秋田県は1位なんだけれども、親の願いとして、子どもたちがいわゆる有名大学に入って、一流企業に入ることを願うというのは一般的だと思うんですね。その中で、秋田県は、なかなかそういう点ではそんなに高くはないんだというあたりが出ていました。

ですから、そういう意味では、義務教育課程だけの力でそこまでの押し上げる力というのがなかなか難しい。そこで、先ほど中高一貫に対して何かそこまで持っていけるよう、義務教育課程から押し上げる何か施策が聞けるかなと思ってお伺いはしていました。ありがとうございます。

質問じゃなくて、また自分の話ばかりになってしまいますが、多分、教育長もご存じだと思うんです。私のところ、読むこともないかな、早稲田大学で文科省の委託を受けた両県の特徴を調査した、これは福井と秋田県のものがあります。これを読んで終わりにしますが、共通する要因として6点あることがわかったと、ここに書いてあります。

厳しい自然を生き抜く、勤勉で連帯感のある地域や風土という他県にはまねのしにくいものや、児童生徒の素直さとまじめさ、家庭の安定と家庭の教育力の均一な高さというものが含まれている。教員の授業力向上に対する教育行政の積極的で計画的な指導や支援、学校の外部の組織団体の積極的な働きかけと研究活動の推進、学校における管

理職と教員の協力関係と教員全員の共通理解に基づく熱心な学習指導といった点が2県に共通している。

この外部の組織団体の積極的な働きなどありますが、それは私も尊重したいと思うんですが、あと、もう一つ、違うところにこういうことが書いてあります。教員が協力し合ってよい授業を求めて研究し、効果が上がるまで徹底的に実践している。教員みんなで地道に努力する体制が整っているというようなことが書いてありますので、多分おわかりだと思うんですけども、もし何かあれば、コメントをください。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） では、お答えの最後ということで、きょうの研修等の話も出てまいりましたけれども、まず、皆様方にお話ししたいのは、本市の子どもたち、約1万1,000人ほどの児童生徒がいるわけですが、那須地区全体の子どもの数の半分ぐらいは本市でございます。同時に教職員の数も、那須地区2市1町の教員の数の半分ほどが本市に勤めているということになります。

やはり常日ごろ、先生方をお願いしておりますのは、やはり今、目の前の子どもたちが大人になったときにどういう社会が待っていて、どういう力をそのときに求められるのかということを経験せず意識して、授業していただきたいということをお話しております。

今現在の学習指導要領は、「生きる力」というのがキーワードになっておりますけれども、国が示した振興計画では、「生き抜く力」というふうになってきています。

ますますこれからの世の中は、高度情報化、それから多様化してまいりますので、あふれる情報をいかに活用していくかという力、まさに学力調査でいけばB問題、活用力と。思考力・判断力・表現力、こういった力が求められてくる時代に行くのではないのかなと、こう思います。

現在のところ、私も含めてですけれども、どちらかというとやはり授業そのもののスタイルは、やや知識中心のスタイルであるかもしれません。ですので、そういったものも含めて、ことし始めました授業の改善、これは本市の子どもたちの持っている能力はすごく高いと私は思っています。学力も、それから運動能力もすばらしいものを持っています。それをどう引き出すか、これはまさに私たち学校現場、日々の授業に当たっている先生方の力であろうと思っています。

ですので、そういう先生方の力を十分に引き出す、あるいはこれから先、求められていく力をつけるための授業のスタイルというのは、絶えず変えていかなければならない、磨いていかなければならない。そういうことが必要だろうと思っておりますので、ことし始まったこのクラウド型研修、恐らくこれはどこもやっていないスタイルの研修であろうと思っております。ややもすれば、校内だけでこじんまりとやられていたものに、外から入ることによって、大いに多面的・多角的に校内研修が進められていく、刺激的になる、それから他校の様子も見られるということで、私としては一石二鳥の研修にぜひ成熟して欲しいと思っております。

また、授業力向上委員制度につきましても、本

市も先ほど申しましたように、多くのすばらしい先生方がいますので、その中から特に授業をぜひお手本にしてほしいという、そういう先生方の授業を若い先生にぜひ見てもらいたい。しかも、単発の1時間の授業だけではなくて、なぜその1時間があるのかと、ここに至るまでどういう準備をして、研究をしてきて本時があるのかということも含めた、ちょっとスタイルの変わった授業研究会をお願いしてあります。ことし始めたばかりですので、まだまだ結果は出てこないわけですが、これは必ず実を結ぶだろうと、こう期待しておりますので、そういった研修も積極的に取り組んで、先生方の力を今、つけている最中だということをご理解願いたい。

あわせて、本市の子どもたちの持っている能力は高いというふうに私も思っているということをお話し申し上げまして、答弁させていただきました。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

一言で言えば、今の意気込みを感じましたので、クラウド型、またもう一度、全国学力、来年、何年後かにあると思うんですけれども、それが必ず実を結んでいると、私は期待して楽しみにしております。

また、定住圏という話にちょっと戻りますけれども、やはり那須塩原市に来て子育てがしたい、那須塩原市に行ってみようというところの目玉にもなるかもしれない。子育てがしっかりしている、教育がしっかりしているという市は選ばれると私は思いますので、それが市長の肩にも当然かかっていますけれども、教育長の肩にもかかっていると、私はあえてプレッシャーをここでかけさせていただきますが、よろしく願って、この項を終わりにしたいと思います。

では、続きまして3番に移ります。

都市計画法による開発許可及び関連する事務について。

今まで県が行っていた都市計画法の規定による開発許可及び関連事務が、平成26年4月1日から本市に移譲されることになると聞いておりますが、それらの対応についてお伺いいたします。

市の準備として、どのようなことが行われているか。

移譲を受け、市行政側から、また市民側からのメリット・デメリットはどのようなものがあるかをお願いいたします。

雨水処理や公園など、技術基準は県との許可に対し独自性を持つことはできるのか。

以上、3点についてお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君の質問に対し、答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） それでは、都市計画法による開発許可及び関連する事務についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、市の準備として、どのようなことが行われているかについてであります。権限移譲後の円滑な開発許可事務の運用が図れるよう、平成24年10月から平成26年3月までの1年6カ月間、市職員1名を栃木県に派遣しまして、ことし9月までの1年間は県庁の都市計画課で、10月からは大田原土木事務所で実務研修を行っております。

これに加えまして、権限移譲後の事務を行うために必要な法整備などを進めております。その主なものとしましては、開発許可の指導基準となる那須塩原市土地開発指導要綱、この改正を県と調整をしながら、現在進めているところでございます。

そのほか、審査手数料の徴収に係る那須塩原市手数料条例の改正や、開発登録簿閲覧要綱の制定などの作業も進めているところでございます。

次に、の権限移譲による市行政側、市民側からのメリット・デメリットについてであります。メリットとしましては、開発許可に至るまでの手続に要する日数が大幅に短縮されることであると考えております。

現在は、事前協議で市の審査を受けてから、その後開発許可申請で県の審査を受けるという流れであることから、市との事前協議開始から開発許可までの処理期間は、早いもので約3カ月を要しております。権限が移譲されることによりまして、県の審査が不要となり、おおむね1カ月程度短縮されるものと見込んでおります。

次に、デメリットであります。市民側からのデメリットにつきましては、特にないものと考えております。

最後に、の雨水処理や公園など、県の許可に対して技術基準が独自性を持つことができるのかとのご質問ですが、「法令及び県条例に違反しない範囲で市の運用基準を設けることは可能である」との確認を県と行っておりまして、現在、調整をしているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

これは、1番から順次、再質問をさせていただきます。

1年6カ月の準備をされているということでした。その他、条例等改正を行っているということで、来年4月からスタートして、戸惑うことのないような形で進めていただければよろしいかと思えます。

そして、次、2番、メリット・デメリット、市

民側からはデメリットはないと。また、メリットとして、時間の短縮ということが今、おっしゃられました。今は平成25年、開発が非常に多く起きたのがまさにバブルのころなんですけれども、そのころは企業がどんどんこちらに入ってきていたいというふうに思っていて、そのころに工業団地などもつくられて、こぞっている自治体が自分の地にいろいろな企業を呼び込もうとして、地域の活性化を図っていたと。そういう中で、公でつくる工業団地はあるんだけど、民間の土地を使ってやろうとすると、この開発許可が結構引っかかる。そうすると、せっかくいい企業が来ても、なかなか来てもらえないというようなことが平成の初め、または昭和の終わりのころにあったというふうに、私の中では認識しております。

これが今、工業団地がほとんどない中で、わざわざ、もしこの那須塩原市を選んで来てくれるという話になったときには、逃げるのではなくて、首輪をかけて引っ張り込む、それぐらいのことをやるのが市の発展、ひいては雇用の確保になって、市の定住圏または促進になるというふうに私は思っていますので、これが市に来るということは、すごくメリットがあると考えております。

また、法律は国でつくったものですから、東京都も北海道も那須塩原も全て同じ基本的な法律でできているので、この地に合わないままに処理されていることが多い。栃木県においても、県南、県北が多いと思うのですが、このようなことが本市独自の制度を持って、この協議とかこれから行われるようになることを私は期待しております。

この質問をしておきながら、県とのやりとりの中で細かい技術基準をここで一つ一つ出していくことは、なかなか難しいのかなと思うんですが、あえて、例えば公園、今、分譲地をつくったときに3%の公園が義務づけられていると思うん

ですが、それがあがるために、管理する人がいろいろ遊具が古くなってきたり、草が生えたりというような管理が難しく、なかなか管理されないというところで、この公園はゼロ、要らないというのは可能でしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 公園や緑地の件でございますが、開発におきましては、都市計画法に基づきまして、その下に施行令、施行規則がございます。そういった中で基準が決められておまして、その基準は当然守らなければならないということになっていると思います。

ただ、ただし書きの中で運用ができる部分がございますので、そういった中で、こういった緩和ができるかというような調整を現在行っております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 個別の相談のときに、具体的な話が出てくるんだとは思っております。

また、一番の問題は、原則、1ha以上は、開発許可の中で雨水の放流が必要であるというふうに県のほうで言っておまして、4年ぐらい前ですか、5ha未満は浸透も併用であるということになりましたが、その辺、那須塩原市と県との違いというのは、今後何か新しい考えはございますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 1ha以上の雨水の処理でございますが、これにつきましては、県のほうとやりとりをしている中で、県内の中ではほとんどのところが県の基準に従って、1haを超える場合は放流先がないとだめというふうな形になっておりますが、県とのやりとりの中では、那須塩

原市の実情に合った開発もいいのではないかといい中で協議をしておりますので、そういった中で現在、調整をしておりますので、具体的にはできるとかできないとかというのは、今言えませんが、そういうことで現在、調整をしているところでございます。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

この今回の質問のメインなんですが、県从那須塩原市に権限の移譲を受けたということで、やはり県ですと時間もかかる、それから許認可に対してもう一度同じような説明をすることがすごく大変だった、時間と同時に経費もかかるということがあったものですから、それと、どうしても、県南と県北の違いがある中で許認可が画一的に行われて、何が違うかということ、先ほどの雨水の話もあるんですが、那須野原は河川が割と少なく、地下に水が流れている。だけれども、それは河川ではないので、その辺の考え方が全国または県南と一緒にされると、なかなか不利だというあたりが実務レベルで感じていたことなんですけれども、そういったことが市独自の中でどのように、これから我が市にとって有利な独自性を持って許可が出るのかなということを期待して、ここで一つ一つ挙げることはできないなというふうに今感じていますが、この許可は本市に来て、また新たに那須塩原市の駅周辺などの開発とか出てきたときに、市にとってメリットのあるような許可制度というか、基準を新たに考えていっていただきたいなと思います。そのような形で、この項は終わりにさせていただきます。

続きまして、4番、本庁舎移転とその他駅周辺の土地利用について。

合併して8年と11カ月が過ぎ、経済の低迷と少子高齢化の中で、合併時の約束であった本庁舎を

J R 那須塩原駅周辺に移転する計画について、今後の予定をどのように考えているのかお伺いします。

庁舎移転時期、条件など、どのように考えているか。

J R 那須塩原駅周辺は、新幹線の停車駅にもかかわらず、土地利用がおくれていると思うが、市の考えは。

コンパクトシティという言葉があるが、その言葉の意味を踏まえた市内 J R 3 駅周辺に対する施策はどのようなものがあるかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 6 番、鈴木伸彦君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 鈴木伸彦議員に私からもお答えをいたします。

本庁舎移転とその他駅周辺の土地利用等についてのご質問でございます。

初めに、庁舎移転時期、条件などをどう考えているのかについてであります。庁舎移転につきましては、12月2日の会派代表質問で公明クラブの鈴木紀議員にお答えしたとおりでございますが、忘れてしまっていますが、ありますね、はい。新聞に書いてあるとおりでございます。もう一回と思ったんですけれども、持っているようですので、次に入りますが、新幹線の停車駅である J R 那須塩原駅周辺の土地利用に対する市の考えの質問でございます。

那須塩原駅西口の102haにつきましては、区画整理事業により、道路、公園等の公共施設や土地の整備改善が平成24年度に完了いたしました。

この西口の区画整理事業は、良好な生活環境を確保するとともに、商業の振興、観光・レクリエーションのゲートシティーを担う栃木県北の新しい

拠点都市にふさわしいまちづくりを行うことを目的として進めてきたものであります。

しかし、商業系の土地利用計画地域においては、駐車場や農地が多く、土地利用が進んでいるとは言えない状況にあることから、那須地区の玄関口にふさわしいまちづくりを考える上で、参考となるような西口周辺のイメージパースを作成し、土地利用や活性化等について地元や U R 都市機構などとの協議を行ってまいりました。

今後は、県北地域の広域的な拠点として、都市機能の集積と良好な景観の形成を図っていく必要があると考えており、外部有識者等による助言も参考にして、土地利用を進めたいと考えております。

のコンパクトシティという言葉の意味を踏まえた、市内 J R 3 駅周辺に対する施策はあるのかとの質問にお答えいたします。

まず、コンパクトシティとは、都市的土地利用の郊外への拡大を抑制し、中心市街地の活性化を図られた行政、医療、教育、文化、交通など、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のことと認識しております。

これらを踏まえての市内 J R 3 駅周辺に対する施策につきましては、那須塩原駅西口における区画整理事業や、現在進めている西那須野駅西地区及び導入を予定している黒磯駅周辺地区における都市再生整備計画事業などが、コンパクトシティとしての施策の一つであると考えております。

第1回の答弁は以上でございます。

議長（中村芳隆君） 6 番、鈴木伸彦君。

6 番（鈴木伸彦君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

順次再質問をさせていただきます。

1 番については、鈴木議員のほうで出ていたと

おりで受けとめております。これについては、何より震災があって放射能の問題がありましたので、決断を先延ばしにされていたものですが、春のここの3月の議会、山本はるひ議員、それから9月議会は眞壁議員にも答弁があったように、そろそろやるよというようなことがあって、今回、かなり具体的に返事がされたことで、私個人としては大変喜んでおりますし、私自身もこの質問の趣旨の一つに、市民の醸成ということ、議会や執行部の気持ちを高める一つの要素になればいいかなと思って質問をさせていただいていますので、前回答えていただいたことで、これは飛行機で言うと、まだ飛び上がっていないですけども、出発時刻が決まって、到着時刻が決まったかなと、そのように感じております。

この移転計画をするに当たって、どんな庁舎かというあたりはまだ決まっていらないと思うんですが、1つちょっと私のほうでお尋ねしたいことが、ここで大田原との合併という話は別として、県の庁舎、那須庁舎、土木事務所などがありますが、私が言ったわけではなくて、どこからか聞こえてきたんですけども、そういったものとの合同庁舎にしてはどうかという話があるのは、すごく理にかなった話だと思うんですが、そういったことの検討などは、今、ありますでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） これは、那須塩原市役所と県の合同庁舎を一体的にというお話の原点は、ちょっと前にさかのぼって、国会等移転を強力に進めようというときに、県から出された案の一つでございました。ですから、あの計画が進んでいると、間違いなく駅周辺に庁舎と県の出先が一緒に、そして、開発が非常に多岐にわたりますので、当時は国の出先のビルへ一緒に入ろうと、こうい

うような構想が実はありまして、それに乗って、私も当時、県会議員でしたので、何とか持っていきたいなんて言ったのは、別に私が持ってくるほどの力はありませんが、そういう動きを捉えてお話をしていたということでございます。

これらについては、まだ今、スタートの時間と着地の時間が決まったと言っていますけれども、エンジンがかかっていないので、なかなか……。でも、新聞に書いてある方向で進むだろうと思いますが、この期間の中でできれば、これは市民にとってとても有利なことです。それで那須庁舎も大きなお金をかけてリニューアルしようというのをストップをかけた、何年前ですけれども、これは私も加担してストップした経緯がございますので、もし、これがはっきりしてくれば、これは議会とも相当協議がございますが、そういう形で働きかけだけはさせていただければと思っております。

でも、これはエンジンがかかっていないですから、市民の機運が醸成したらぱっとかけて、ランディングに入ると、こういうことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。知らないことも教えていただきました。

条件というあたりがあるんですが、これは私の勝手な考えでまた、問題がなければ答えていただきたいんですが、1つ気になるのは、仮に大田原や那須と合併という話も全然ゼロではないと思うんですね。そうすると、無駄な、あちらで建て、こちらがまた建てるというのは無駄になるかなと思うんですが、できればそれ1つで、県北の中核都市になるように1つにするという考えもあるんですが、そういったものを待つのか、条件という意味で待ったほうがいいのか、そういうこと

にとらわれないで市独自で、県の庁舎についても、そういったことを頭に入れながら、とらわれないで出発時刻を着実に進めるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 合併を前提にということは、今の時点では考えられないかと思えます。また、県の庁舎も、前提にということは考えられないかと思えますので、市としての庁舎の建設ということを第一義的に考えていかざるを得ないというふうには思っています。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

市独自でやっていくと、財政状況も決して悪くないということなので、将来にいけば逆に厳しくなる、財政的には合併特例債があるうちに、有利な形で進めたいということで、そういったことを市民に広げていって、今後も市民のそういう醸成をしていくような形をとって進めていっていただきたいなと思えます。

2番に移ります。

一言で言うと、まだ十分でないという認識かなというふうに思っております。那須塩原駅は当然、考え方は同じだと思います。顔になる庁舎というのがないままに、景気がずっと下火になってしまって、土地の再投資が、あれだけのインフラ整備がされた中で今のような状態があると。

そうはいつでも、やはりあれだけインフラ整備をして、どこへ行っても新幹線の駅前はそれなのにぎわいのある町がある中で、那須塩原駅だけがあの状態だということなんです、考え方は多分伝わっているので、例えば新宿駅というのは、もう30年ぐらい前は最初、副都心で小さかったものが、庁舎ができたことによって今よう

な状況があると。そういうことを考えると、両駅ある中で、逆に既存の市街地がないということの前向きに捉えたらば、建物が建てやすいんだと思うんですよね。

そうすると、あそこに目立つ施設、人が集まる施設の第一が庁舎、にぎわせるためには、やはり企業の事務所とかいろいろな人が集まる施設をつくることによって、相乗的に上がってくるだろうと思うんですが、せっかくですので、人が集まる顔となる庁舎のほか、あの駅前をそういった将来の那須塩原市の中心としていくために、先ほど私は県の庁舎もどうかなども言いましたが、並べてみたい施設というのは、イメージは今のところ何かある、銀行などもそうだと思うんですけれども、あるでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 那須塩原駅については、可能性のある場所というのを誰もが理解しております。可能性だけで、10年たっても、20年たっても可能性で終わることのないよう、これもその可能性を引き出すよう、さまざまな手法を持って慎重に事に当たっていきたくと思っています。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） まだ具体性がないので、今のような答えになるのはやむを得ないと思えます。

イメージですけれども、庁舎ができると決めれば、ほかの業者もあそこにマンションを建てたいとか、お店を建てたいとかというのは、場所が決まれば多分そういう動きは起きると思うんですよね。それがなかったから今のような状態だと思いますので、今回、発車時刻を決めたのでしようから、そのように進んでいくと思いますので、どんどん醸成していくようお願いいたします。

では、 のほうに移らせていただきます。

コンパクトシティという言葉をご説明いただきましたが、そのとおりで、私は、これも提案的な話ではありますが、多分まだコンパクトシティという言葉で施策は何もないのかなと思うので、これから検討課題にさせていただければと思います。

これから、先ほど言った高齢者がどんどんふえると、ゆ〜バスを廃止したり、デマンドに変えたりしたことによって、お年寄りがどんどん足がなくなる。田舎の外れのちょっと中心市街地を外れたところは、なおさら子どもが町内に住んでいて、お年寄りだけの暮らしになって、時間がたてば足がないということになるので、そういう人たちが全部ではないでしょうけれども、夫婦とか一人になったときに、病院にも行けて、買い物にも行けて、そういう器が駅周辺ならば可能なんではないかなと。空き家もふえるでしょうし、そういったものを一度、リストラクチャというか、一度その地域を壊して、共同住宅みたいな形にするという施策をしたらいいのではないかなという意味で、今後、駅周辺は黒磯駅については今回の35億の施策、先ほどは図書館を立派なものにするというふうにおっしゃっていたので、大変期待したいと思います。そこに退職された方なんかは昼間に行って、コミュニケーションをとったり、勉強されたりすることもできるでしょうし、それとあわせて、高齢者の居場所、住まいを用いるという意味でも、こういうコンパクトシティをつくるという意味で、それと同様に西那須野駅もやはり高齢者であっているものがあるので、そういったものを少し民間の力と合わせて、行政が一緒になって今後、そういう取り組みをしたらどうかと思うんですが、ここでひとつお答えいただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 大変、私で申しわけ

ございません。

高齢者住宅というお話が出ましたが、確かに市街地の中に人が張りつくことが重要であると思いますので、そういった住宅も一つの施策であると思いますが、そういったものは市でつくるという方法もあるかと思うんですが、民間の活力を導入して設置したほうが効率的ではないかなとも考えますし、市のほうでは、そういった県外といいですか、ほかに事例を見ましても、自治体がやっているというところは少ないように感じておりました、青森市なんかでは、市営住宅を市街地の中につくったというようなのは調べましたところありますが、そういった中で、市がやるというよりも、民間活力を生かしていくというほうがいいのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 副市長。

副市長（渡邊泰之君） すみません、今の部長の発言に若干補足する部分があるわけですが、実はこのコンパクトシティの話というのは、非常に難しい問題をはらんでおまして、というのは、どこの自治体もそうなんですけれども、福祉政策について言うと、自分の住みなれた場所で最期までというふうに書いてありまして、一方で、こういうコンパクトシティとかも含めてまちづくりのほうの関係では、なるべく中心部に集まっていたかと。どこの自治体を見ても、実は全く矛盾する方針が2つの計画に出てくると。それはなぜかといえば、片方は国土交通省がつくって、片方は厚生労働省がつくっていて、相互に全く調整がとれていないからということなわけです。

先ほど部長から青森の話もありましたけれども、このコンパクトシティでは、一番有名なのは富山市さんだったりするわけですがけれども、今後、我々はどちらの方向に大きい意味で歩いていくの

かと。それぞれの自分の住みなれた場所で最期までいくんだということであれば、それぞれの家をバリアフリー化して、全てデマンドであったり、何らかで交通弱者を出さないようにしていくという方向でかなり進めていかないといけないと。一方で、もうそれは行政的に無理であると。民間の力を使ったとしても難しいということであれば、富山市なんかは実際にコンパクトシティをするときに、市長が1年間で100回以上、いろいろな集会に行って、高齢者の方を説得して、町のほうに住んでくださいと、それができないと、富山市はバンクするんですということで、町なか居住に移っていただいたという、その分、中心部にはある程度、高齢者を優遇するすごい低家賃で、かつ介護・医療が整った建物がある程度多くつくりまして、それぞれがL R Tと言われる路面電車みたいなものですが、それでつながるような形にして、買い物であったり、いろいろな場所に行くのに高齢者も不便がないようにしたと。

一つのコンパクトシティの理想的な形というのは富山市みたいなものなわけですが、それをつくるのもL R Tを導入するとか、それはそれで物すごいお金がかかっている。だから、我々の市のほうとしても、那須塩原市全体をどうするのか、場合によっては西那須野の場所はコンパクトシティのほうに、それ以外の場所はとか、地域ごとに分けるということもあるかもしれませんが、今後、これはかなりきちんと議論していかないといけない問題だと認識しておりまして、それも、簡単にどっちでいいやという話でもないだろうと。ですから、ここは議会にも、機会あるごとにお諮りをしながら、職員の間でも議論しながら今後、進めていきたいと、そういうふうを考えております。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

L R Tまでは想定していなかったとは言いながらも、確かに新たな共同住宅をつくるというのは、やはり1つつくれば何億とかかるでしょうから、お年寄りにお金を使えば、若い人に借金を残すというシステムになってしまうので、必ずしも財政状況もよくないという面と、那須塩原市も合併して広くなりましたから、600km²ですから、ゆ～バスとかもなかなか回数が少なく通れない。お年寄りが、今はまだ大丈夫でしょうけれども、10年、20年先になると暮らしが難しいということも私は想定できるので、この機会に検討していただけるということなものですから、検討して、住んでよかった那須塩原市になるようにしていただければありがたいと思います。

これで、以上、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、6番、鈴木伸彦君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（中村芳隆君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時50分